

県民ホール及び音楽堂の

維持管理及び運営等に関する業務の基準

令和2年1月

神奈川県国際文化観光局文化課

目 次

< 県民ホール >

1	県民ホール設備等保守管理業務基準	3
2	県民ホール受変電設備保守点検業務基準	4
3	県民ホール空調衛生設備等保守点検業務基準	5
4	県民ホール空調自動制御設備等保守点検業務基準	8
5	県民ホール消防用設備等保守点検業務基準	10
6	県民ホール昇降機設備保守点検業務基準	14
7	県民ホール自動ドア設備保守点検業務基準	18
8	県民ホール電話設備保守点検業務基準	19
9	県民ホール清掃等業務基準	20
10	県民ホール保安警備業務基準	29
11	県民ホール受付案内業務基準	31
12	県民ホール舞台関係業務基準	32
13	県民ホール舞台機構設備保守点検業務基準	34
14	県民ホール舞台照明設備保守点検業務基準	38
15	県民ホール舞台音響設備保守点検業務基準	42
16	県民ホールパイプオルガン保守点検業務基準	48
17	県民ホール舞台使用ピアノ保守点検業務基準	49

<音楽堂>

1	音楽堂設備運転保守及び衛生管理業務基準	50
2	音楽堂建築物環境衛生管理業務基準	52
3	音楽堂害虫・ねずみ駆除業務基準	53
4	音楽堂空調自動制御設備保守点検業務基準	54
5	音楽堂空調機器(パッケージエアコン)保守点検業務基準	55
6	音楽堂エアーハンドリングユニット保守点検業務基準	57
7	音楽堂電気錠扉保守点検業務基準	58
8	音楽堂消防用設備保守点検業務基準	59
9	音楽堂自家発電機設備保守点検業務基準	65
10	音楽堂屋内給水加圧ポンプ保守点検業務基準	66
11	音楽堂空冷ヒートポンプチラー保守点検業務基準	67
12	音楽堂非常用電源装置保守点検業務基準	68
13	音楽堂みんなのトイレ自動ドア保守点検業務基準	69
14	音楽堂清掃業務基準	70
15	音楽堂貯水槽清掃業務基準	72
16	音楽堂受付案内業務基準	73
17	音楽堂舞台技術業務基準	74
18	音楽堂舞台機構設備保守点検業務基準	76
19	音楽堂舞台照明設備保守点検業務基準	77
20	音楽堂劇場扉保守点検業務基準	78
21	音楽堂劇場連結椅子保守点検業務基準	79
22	音楽堂舞台音響設備保守点検業務基準	80
23	音楽堂ピアノ保守点検業務基準	81
24	音楽堂舞台使用チェンバロ保守点検業務基準	82
25	音楽堂植栽管理業務基準	83

< 県民ホール >

1 県民ホール設備等保守管理業務基準

1 目的

県民ホールの電気、空調、冷暖房、給排水衛生等の設備を常に最良の状態に保つため、保守管理を行う。

2 対象設備

「参考資料2」の「I 本館の施設等」の「2 設備」及び「II 芸術劇場の施設等」の「2 設備」のとおりとする。

※ 芸術劇場についてはNHK横浜放送局との合築施設であることから、共用部分については管理組合で管理することを予定している。

3 業務内容

(1) 設備機器の運転操作及び監視

ホールの用途や四季の気温の変化などに配慮し、経済性や快適性などを勘案して適正に運転操作するとともに監視業務を行う。

(2) 設備の維持管理

- ア 日常巡視点検（運転操作及び監視）
- イ 定期点検整備（精密点検・測定・整備）
- ウ 補修、修理

(3) 設備に関する非常措置

火災、停電、断水、その他災害が発生した場合は、速やかに的確な措置を行う。

(4) 設備関係の測定記録の作成

日誌、日常巡視点検記録、定期点検・測定記録、事故障害記録
修繕履歴、設備機器・工具計器台帳、業務連絡簿
設備関係図面（配線図、平面図、系統図等の整備保管）等

(5) 空気環境測定

温度、湿度、浮遊粉塵、気流、一酸化炭素、二酸化炭素の測定及び記録

(6) 残留塩素測定

飲料水残留塩素測定及び記録

4 業務体制

上記業務の遂行に必要な人員を確保するとともに、必要な資格を有する責任者を配置する。

2 県民ホール受変電設備保守点検業務基準

1 目的

電気事業法に基づく保安規程に従い、自家用電気工作物の工事、維持又は運用のための点検測定を行う。

2 点検内容

本館

点検対象物	数量	点検項目
断路器	4組	点検、動作試験
遮断器	21台	点検、動作試験
変圧器 (特高)	2台	点検
変圧器	9台	点検、絶縁測定
計器用変圧器	1式	点検、絶縁測定
計器用変流器	1式	点検、絶縁測定
高圧母線	1式	点検
アレスター	1式	点検
コンデンサー (リアクトル含む)	6台	点検
保護継電器	44台	動作試験、シーケンス試験
電灯分電盤	41面	絶縁抵抗測定
動力制御盤	76面	絶縁抵抗測定
高圧ケーブル	4回路	直流耐圧試験
高圧回路・低圧回路	1式	絶縁抵抗測定
各室対象物	1式	清掃

芸術劇場

点検対象物	数量	点検内容
変圧器	9台	点検、絶縁測定
電圧計・電流計	1式	点検、絶縁測定
高圧母線	2式	点検
低圧配電盤	19面	絶縁抵抗測定、接地抵抗測定
電灯分電盤	41面	絶縁抵抗測定、接地抵抗測定
動力制御盤	17面	絶縁抵抗測定、接地抵抗測定
電灯動力盤	3面	絶縁抵抗測定、接地抵抗測定
調光盤	2面	絶縁抵抗測定、接地抵抗測定
高圧回路・低圧回路	1式	絶縁抵抗測定
各室対象物	1式	清掃

※上記は県専用部分の数量であり、受変電設備として、他に共用のものがある。

3 県民ホール空調衛生設備等保守点検業務基準

1 空調機器設備保守点検業務

1 目的

空調設備に関連する機器の機能を最大限に発揮して、建物の機能に支障を生じさせないように保守点検を実施する。

2 点検対象物及び回数

本館

設備名		点検回数
冷却塔		年1回
エアー	ロール	年1回
フィルタ	ユニット	年6回
エコノベント		年2回

芸術劇場

設備名	点検回数
加湿器	年2回
除塩フィルターユニット	年2回
エアーハンドリングユニット	年12回
ファンコイルユニット	年2回
パッケージエアコン	年2回
全熱交換器	年2回
給排気ファン	年2回

3 業務内容

本館

点検対象物		設備数	内容
冷却塔		2基	Y型ストレーナ清掃
エアー	ロール	19本	点検、整備
フィルタ	ユニット	106枚	点検、整備
エコノベント		2台	電気回路の点検 本体の点検（ベルト含む）

※エアーフィルタは、必要に応じ交換又は洗浄を実施する。

芸術劇場

点検対象物	設備数	内容
加湿器	2台	エレメント・ストレーナ等の清掃 カセットの交換

除塩フィルターユニット	3台	フィルターの清掃・洗浄 フィルターの交換
エアハンドリングユニット	27台	自動制御装置の機能確認・調整 機器内外部の清掃 軸受・Vベルトの点検・給油 電流・絶縁抵抗の測定
ファンコイルユニット	176台	内部の清掃 フィルターの清掃・洗浄 フィルターの交換
パッケージエアコン	17台	吸込み・吹出し温度の点検・調整 フィルターの清掃・交換 電流・絶縁抵抗の測定
全熱交換器	4台	送排風機等の機能点検 エレメント・フィルターの清掃
給排気ファン	172台	羽根車・ケーシングの清掃 軸受の給油及びVベルトの交換 電流・絶縁抵抗の測定

※上記は県専用部分の数量であり、空調設備として、他に共用のものがある。

II 水槽設備保守点検業務

1 目的

水槽設備の機能を最大限に発揮して、建物の機能に支障を生じさせないように保守点検を実施する。

2 点検対象物及び回数

本館

設備名等		数量	回数
上水槽	受水槽	1基	年1回
	高置水槽	2基	年1回
汚水槽		4基	年2回
雑排水槽		4基	年2回
水質検査			年2回
冷水機水質検査（冷水機4台）			年1回

※芸術劇場の水槽設備については共用であり、管理組合が管理することを予定している。

3 業務内容

(1) 水槽

ア 上水槽

上水槽の清掃	
上水槽の点検	水槽の亀裂、ひび割れチェック 水槽の沈殿物、浮遊物質等の有無 水槽等への有害物質、汚水等衛生上有害な物の有無
その他の点検	通気管、オーバーフロー管等の防虫網の点検 マンホールの施設確認 水槽及びその周辺部の汚染の有無 汚水とのクロスコネクションの有無

イ 汚水・雑排水槽

(ア) 精密点検、汚物の搬出、槽内点検清掃

(イ) 通常点検、汚染状況

(2) 水質検査

水道法に基づく水質検査を行う。

III ボイラ設備保守点検業務

1 目的

「労働安全衛生法」及び「ボイラ及び圧力容器安全規則」等に基づいて適切に行い、設備の機能を十分に発揮するとともに、建物の機能に支障を生じさせないよう保守点検を実施する。

2 業務内容

本館

(1) 点検回数

保守点検 年 12 回

性能検査 年 1 回

(2) 保守点検

ボイラ年間保守チェック記録の各項目にわたり適切に実施する。

(3) 性能検査

ア ボイラ本体 (3基)

水側の清掃、燃焼室側の清掃、煙管の清掃、煙室の清掃

イ 圧力容器

・ストレージタンク (1基)

缶内の点検清掃、保温復旧

パッキン類の取り替え復旧、コイル引き抜

・フラッシュタンク (3基)

内部の点検清掃、防蝕塗装補修、パッキン類の取り替え復旧

安全弁分解整備

※芸術劇場のボイラ設備については共用であり、管理組合が管理することを予定している。

4 県民ホール空調自動制御設備等保守点検業務基準

1 目的

冷凍機を含んだ空調自動制御設備の機能を十分に維持し、建物の機能に支障を生じさせないよう保守点検を実施する。

2 業務内容

(1) 点検対象物

本館

- ・空調自動制御機器（検出調整部・操作駆動部）
- ・中央監視盤（システム6 J、SAVIC）
- ・空気源装置
- ・冷凍機（制御部含む）

※芸術劇場の空調自動制御設備については共用であり、管理組合が管理することを予定している。

(2) 点検内容及び回数

- | | |
|------------------|-----|
| ・総合点検（空気源装置含む） | 年1回 |
| ・シーズンイン点検 | 年2回 |
| ・システム6 J、SAVIC点検 | 年1回 |
| ・冷凍機総合点検 | 年1回 |
| ・ターボ冷凍機通常点検 | 年2回 |
| ・吸収式冷凍機通常機点検 | 年3回 |

3 点検項目

(1) 総合点検

空調機、エコノベント、ファンコイル及び2次冷水ポンプ、オイルタンク計測
冷却塔制御、小便器洗浄用水制御、2次冷水ポンプ及び台数制御
電気室・発電機室のダンパー切替、大ホール1階系統吹き出し口数切替
空気源装置（リング・弁・フィルタ等の交換、エア漏れ点検、ドレントラップ・
安全弁・各温度の確認）

(2) シーズンイン点検

機器の清掃・取付状況点検、冷熱源又は熱源系統の点検

(3) システム6 J、SAVIC点検

データセンター機能点検

(4) 冷凍機・通常点検

ア 圧縮機

モーター冷却状況、ベーン動作、ベーン開度、モーター絶縁、運転電流
モーター停止時間、振動異音、起動特性

- イ 凝縮器
冷却水、凝縮圧、熱交換の状況
- ウ 蒸発器
冷水、蒸発圧、フロート室液温、熱交換の状況、冷媒充填量、沸騰状況
冷媒汚れ
- エ 抽気装置
吐出圧設定値、吸込圧設定値、圧縮器異音・振動、弁座と逆止弁の状況
潤滑油量
- オ 潤滑油
油量、油タンク温度、油圧、フィルター詰まり、油圧振動、油漏れ
油ポンプ異音、油ポンプ残留運転
- カ 安全装置
モーターロードコントローラー、凍結防止サーモ、冷水温度調節器、コンタクターの接点状況、冷水温度サーモ、3E リレーまたは2E リレー、油圧保護圧力開閉器、主電源電圧、冷却断水リレー、シーケンステスト、高圧圧力開閉器

(5) 冷凍機・総合点検

- ア 圧縮機関係
インペラーとシャフトの合マーク、ギアー室の異物、インペラーレッドチェック、サクシヨンベンドベーンの取付状況、インペラーシャフトのエンドプレート、ピクトリックジョイント、インペラーの錆、ベンドライブギアー、インペラーのがた、ベーン及びドライブシャフトの動作、ノックピンの打ち込み状況、ベーンモーター0接点のチェック、サクシヨンラビリンス隙間、カップリングのがた、ギアー及びカップリングの錆
- イ 潤滑系統関係
油配管の緩みと亀裂、モーターとブロアーのターニング、オイルタンクの清掃、オイルドレン量、オイルフィルターの清掃または交換、潤滑油の交換、オイルポンプの分解・点検
- ウ 抽気装置
抽気ポンプの分解・点検、油面高さ、抽気槽の分解・清掃
- エ ユニット関係
冷媒の汚れ、エゼクターの清掃、フート室の清掃、コンデンサークーラーのブラシ洗浄、フィルター類の清掃または交換
- オ 電動機関係
MCの動作、MCの接点、絶縁抵抗
- カ 気密関係
- キ チューブ洗浄
- ク 吸収溶液サンプリング分析

5 県民ホール消防用設備等保守点検業務基準

1 目的

県民ホールの利用者及び鑑賞者の安全確保を図るため、消防用設備が常に正常に機能するよう保守点検を実施する。

2 点検内容

消防法等に基づく法定点検を行う。(2回/年)

3 点検対象

本館

(1) 自動火災報知器

受信機 (P型1級)	106 回線	1 台
表示器 (副受信機)	106 回線	1 台
光電式煙感知器		518 個
差動分布型感知器		3 個
差動式スポット型感知器		153 個
定温式スポット型感知器		44 個
発信機 (P型1級)、表示灯		66 個
消火栓連動起動装置		1 式
非常用電話機		66 台
電源装置		1 式
配線点検		1 式

(2) ガス漏れ火災警報設備

受信機	14 回線	1 台
副受信機	14 回線	1 台
中継器		2 台
ガス検知器		17 個
常用電源		1 式
予備電源		1 式
配線点検		1 式

(3) スプリンクラー、ドレンチャー設備

電動機の制御装置 (3,000V150kW)	1 式
起動装置 (圧力タンク 100 ㍓)	1 式
加圧送水装置 (4,772 ㍓/分 100m)	1 台
呼水装置 (壁掛型 200 ㍓)	1 台
連動試験	1 式
送水口 (双口 差込式 65A)	2 基
ヘッド	1,940 個
流水検知装置 (自動警報弁 100A)	14 台
一斉開放弁 (減圧開放方式)	9 台
配線点検	1 式

(4) 非常放送

ア 非常放送架 (4 架)

防災センター (3 架)、管理事務室 (1 架)

イ レピータ (2 台)

ギャラリー事務室 (1 台)、駐車場チェックブース (1 台)

ウ スピーカー (270 個)

(5) 屋内・屋外消火栓設備、連結送水管、消防用水

電動機の制御装置	1 式
起動装置 (押ボタン)	63 個
加圧送水装置 (1,450 ㍓/分 76m)	1 台
呼水装置 (壁掛型 200 ㍓)	1 台
放水試験	1 式
消火栓箱	
屋内 (消防隊専用併設 23 基含む)	59 基
屋外	4 基
送水口 (双口 差込式)	4 基
放水銃	2 基
採水口	1 基
配線点検	1 式

(6) 泡消火設備

電動機の制御装置 (3,000V55kW)	1 式
起動装置 (圧力タンク 100 ㍓)	1 組
加圧送水装置 (1,872 ㍓/分 105m)	1 台

呼水装置（壁掛型 200 ㍓）	1 台
泡消火薬剤タンク（700 ㍓ 界面活性剤）	1 台
混合装置（3%型）	1 台
ヘッド	433 台
流水検知装置（自動警報弁）	2 台
一斉開放弁	38 台
放出試験	1 式
配線点検	1 式

※PFOS 含有泡消火薬剤の為、放出試験不可。

(7) 二酸化炭素消火設備

二酸化炭素容器（45kg/68 ㍓）	21 本
起動用ガス容器（0.6kg/1 ㍓）	5 本
選択弁（ガス圧式）	1 式
操作管・逆止弁	5 個
起動装置	1 式
警報装置（スピーカー）	6 個
制御装置（壁掛型）	1 式
放出表示灯	17 個
噴出ヘッド	25 個
放出試験	1 式
配線点検	1 式

(8) 粉末消火設備（移動式）

加圧用ガス容器（820 g/1.25 ㍓）	2 本
ホース	2 本
表示灯	2 個
粉末消火容器（33 k g）	2 本
放出試験	1 式

(9) 消火器

粉末消火器（A B C 10 型）	166 本
大型消火器（A B C 100 型）	8 台

(10) 避難器具

緩降機	1 台
金属製梯子（固定式）	1 基

(11) 誘導灯及び誘導標識

誘導灯	215 台
誘導標識	17 枚
配線点検	1 式

(12) 非常コンセント設備

非常コンセント設備	4 面
配線点検	1 式

(13) 蓄電池設備

防災関係蓄電池（防災盤・非常放送架）	15 個
--------------------	------

(14) 防煙設備

防火扉自動開閉装置	79 ヶ所
非常口自動解錠装置	28 ヶ所
シャッター自動閉鎖装置	13 ヶ所
第3種煙感知器	86 ヶ所

(15) 防災盤

防災監視盤	1 式
中央監視盤	1 式
低圧・高圧動力盤（ポンプ4面・排煙機10面）	14 面

※ 芸術劇場の消防用設備については共用であり、管理組合が管理することを予定している。

6 県民ホール昇降機設備保守点検業務基準

1 目的

エレベータ・エスカレータの安全かつ快適な運行を確保するため、保守点検を定期的
に実施し、必要に応じて清掃・給油及び簡単な調整を行う。

2 業務内容

保守点検 月2回（点検整備は平日の時間内に実施する。）

ただし、意匠関係の清掃は含まない。

3 点検対象

本館

インバーター制御式エレベータ 3台

①定員：15名 積載：1000kg 速度：90m/min 停止階：7箇所 2台

②定員：9名 積載：600kg 速度：90m/min 停止階：7箇所 1台（非常用）

油圧式エレベータ 1台

③定員：50名 積載：3250kg 速度：30m/min 停止階：4箇所 1台

地震管制装置 4台（年1回）

芸術劇場

インバーター制御式エレベータ 5台（乗用）

《内訳》

①定員：15名 積載：1000kg 速度：60m/min 停止階：5箇所 1台

②定員：15名 積載：1000kg 速度：60m/min 停止階：6箇所 1台

③定員：27名 積載：1800kg 速度：60m/min 停止階：9箇所 1台（非常用）

④定員：13名 積載：900kg 速度：60m/min 停止階：4箇所 1台

⑤定員：9名 積載：600kg 速度：60m/min 停止階：8箇所 1台

※負荷装置

地震時管制装置・火災時管制装置 5台（月1回）

音声合成オートアナウンス（⑤を除く） 4台（月1回）

油圧式エレベータ 2台（荷物用）

《内訳》

①積載量：6,500kg 速度：10m/min 停止階：4箇所 1台

②積載量：3,500kg 速度：10m/min 停止階：3箇所 1台

※負荷装置

地震時管制装置・火災時管制装置 2台（月1回）

インバーター制御式 エスカレータ 11台

《内訳》

①有効幅：1200mm 輸送能力：9000人/時 速度30m/min 8台

②有効幅：800mm 輸送能力：4500人/時 速度30m/min 3台

4 点検項目

本館

インバーター制御式エレベータ

場 所	項 目
機械室	機械室環境状況、受電盤・制御盤・信号盤 電動機・巻上機、電動発電機・起動盤、ブレーキ 乗場選択器、調速機
かご	かごの運転状況、外部への連絡装置、停電灯装置 かご内装・照明・ファン、かご操作盤・表示ランプ かごの戸・敷居、戸閉め安全装置、かご上環境状況 戸の開閉装置、ガイドシュー・ローラ、給油器（オイラー）
乗場	かご着床状態、ドアインターロックスイッチ 戸の開閉状態、乗場ボタン・表示ランプ、乗場の戸・敷居
昇降路、ピット	昇降路・ピット内環境状況、非常停止装置、緩衝機 主ロープ・調速機ロープ、移動ケーブル、ガイドレール つり合おもり、各テンションプーリ、リミットスイッチ

油圧式エレベータ

場 所	項 目
機械室	機械室環境状況、受電盤・制御盤・信号盤、冷却器 油圧パワーユニット、圧力配管・高圧ゴムホース、 電動機・ポンプ、安全弁・圧力計、油圧作動油
かご	かごの運転状況、戸閉め安全装置、外部への連絡装置 かご上環境状況、停電灯装置、戸の開閉装置 かご内装・照明・ファン、ガイドシュー・ローラ かご操作盤・表示ランプ、給油器（オイラー） かごの戸・敷居
乗場	かご着床状態、ドアインターロックスイッチ 戸の開閉状態、乗場ボタン・表示ランプ、乗場の戸・敷居
昇降路、ピット	昇降路・ピット内環境状況、移動ケーブル、緩衝機 主ロープ・チェーン、ガイドレール、非常停止装置 プランジャー・シリンダー、リミットスイッチ、調速機

地震管制装置

地震管制装置全般の点検

芸術劇場

インバーター制御式 エレベータ

場 所	項 目
機械室（非常用）	機械室環境状況、受電盤・制御盤・信号盤 電動機・巻上機、電動発電機・起動盤、ブレーキ 乗場選択器、調速機
かご	かごの運転状況、外部への連絡装置、停電灯装置 かご内装・照明・ファン、かご操作盤・表示ランプ かごの戸・敷居、戸閉め安全装置、かご上環境状況 戸の開閉装置、ガイドシュー・ローラ
乗 場	かご着床状態、ドアインターロックスイッチ 戸の開閉状態、乗場ボタン・表示ランプ、乗場の戸・敷居
昇降路、ピット	昇降路・ピット内環境状況、制御盤、非常停止装置 緩衝機、主ロープ・調速機ロープ、移動ケーブル ガイドレール、つり合おもり、各テンションプーリ リミットスイッチ
地震管制装置 火災管制装置	地震・火災管制装置全般の点検

油圧式 エレベータ

場 所	項 目
機械室（非常用）	機械室環境状況、受電盤・制御盤・信号盤、冷却器 油圧パワーユニット、圧力配管・高圧ゴムホース 電動機・ポンプ、安全弁・圧力計、油圧作動油
かご	かごの運転状況、戸閉め安全装置、外部への連絡装置 かご上環境状況、停電灯装置、戸の開閉装置 かご内装・照明・ファン、ガイドシュー・ローラ かご操作盤・表示ランプ、給油器（オイル） かご戸・敷居
乗 場	かご着床状態、ドアインターロックスイッチ 戸の開閉状態、乗場ボタン・表示ランプ、乗場の戸・敷居
昇降路、ピット	昇降路・ピット内環境状況、移動ケーブル、緩衝機 主ロープ・チェーン、ガイドレール、非常停止装置 プランジャー・シリンダー、リミットスイッチ、調速機
地震管制装置 火災管制装置	地震・火災管制装置全般の点検

インバーター制御式 エスカレーター

場 所	項 目
上部機械室	制御盤・電動機・電磁ブレーキ・駆動装置・追従装置 駆動チェーン・スプロケット
下部機械室	踏段チェーン・スプロケット
トラス	駆動レール・追従レール・移動手摺り駆動装置
踏段	踏板・ライザ・デマケーションライン・駆動ローラ 追従ローラ・踏段チェーン・ランディングプレート
欄干	移動手摺り・内側板・デッキボード・スカートガード 操作盤

7 県民ホール自動ドア設備保守点検業務基準

1 目的

自動ドアの機能を最大限に発揮して、常に快適な環境の保全を図るとともに、建物の機能に支障を生じさせないように保守点検を実施する。

2 保守点検対象物

本館

自動ドア (DSN-75) 3台 (南北玄関口及び職員通用口)

※ 芸術劇場の自動ドア設備については共用であり、管理組合が管理することを予定している。

3 業務内容

(1) 点検回数

年4回

(2) 点検項目

制御、操作部、作動部及び動力部、連結機構、その他の付属機器

(3) 点検内容

法定点検を実施する。

- ・ドアエンジン装置各部の外観、機能点検及び調整
- ・ドアエンジン開閉速度、クッション作動の異常有無の点検及び調整
- ・ドアエンジン装置の電気回路の異常有無の点検及び調整
- ・ドアの立付け、非常解除装置等の点検及び調整
- ・その他の付属機器の点検及び調整

4 除外修理

扉及びサッシ関係の修理

8 県民ホール電話設備保守点検業務基準

1 目的

電話設備の機能を最大限に発揮して、施設機能に支障を生じさせないよう保守点検を実施する。

2 対象設備

本館

デジタル交換機 (NEC SV8300)	1 式
MM-100 コンソール料金管理装置	1 式
内線電話機	116 台
多機能電話機	56 台
PHS子機	30 台
PHSアンテナ	30 台
幹線ケーブル (構内)	1 式

芸術劇場

電話機 (多機能)	4 台
電話機 (一般)	19 台
電話機 (一般・壁掛)	68 台

(参考) 芸術劇場には、他に共用設備として以下の設備がある。

- ・電話交換機 (構内 PHS 電話機能・課金機能等) 1 台
- ・構内 PHS 接続装置 (アンテナ) 76 台
- ・構内 PHS 電話機 20 台

3 業務内容

(1) 定期点検

定期的に設備の点検整備及び修理を行うものとする。(年6回)

(2) 通常保守

設備に不測の事故が発生した場合は、可及的速やかに技術員による修理を行う。

(3) その他

本設備について、監督官庁の指示する必要な記録または文書の作成並びに提出について、要求がある場合はこれを代行するものとする。

9 県民ホール清掃等業務基準

1 目的

県民ホールの利用者や鑑賞者に気持ち良く利用していただけるよう、施設内を常に清潔な状態に保つため責任を持って清掃等を実施する。

2 清掃箇所及び面積

別紙1-1「清掃箇所及び清掃面積（本館）」、別紙1-2「カーペット箇所一覧表（本館）」及び別紙1-3「清掃箇所及び清掃面積（芸術劇場）」のとおりとする。

3 清掃回数

別紙2-1及び別紙2-2「清掃作業基準表」を参考として実施する。

4 清掃の内容

(1) 日常清掃

床掃き清掃、床拭き清掃、備品等清掃、カーペット清掃、灌水

(2) 定期清掃

床面洗浄、床面ワックス、ガラス清掃、洗浄・清掃、漂白、椅子清掃

(3) 特別清掃

カーペット洗浄

5 害虫防除業務

(1) 施行面積等

別紙3-1及び別紙3-2「害虫防除面積及び箇所一覧表」のとおりとする。

(2) 防除業務の内容

ア ゴキブリの駆除

A～Cの3区域に区分し、それぞれの区域に応じた駆除を実施する。(年2回)

イ ねずみの駆除

ウ その他の昆虫（チカイエカ、チョウバエ、ガ等）の駆除

6 業務体制

上記業務の遂行に必要な人員を確保するとともに、経験、知識が豊富でかつ指導力のある者を清掃作業責任者とし、業務の指揮監督に従事させること。

清掃箇所及び清掃面積(本館)

階層	床材質	面積(m ²)	室名
地階	Pタイル	590.882	中央監視室、エレベータホール、通路、階段
	モザイクタイル	59.555	塵芥置場、エレベータホール、男女便所
	タイル	52.720	西側ギャラリーロビー
	Pタイル 一部モザイクタイル	40.330	ギャラリー男女便所
	塩ビシート	1,057.460	ギャラリー第2,3,4,5展示室、ギャラリーロビー(一部)
	ニードルパンチカーペット	99.410	ギャラリーロビー
	計	1,900.357	
1階	タイルカーペット	100.540	NHKアート事務室、一部通路、ギャラリー事務室
	Pタイル	461.486	防災センター、〃 便所、休養室、通路 階段、リハーサル室前湯沸室
	モザイクタイル	41.737	リハーサル室前男女便所、第8楽屋前男女便所
	塩ビシート	364.900	ギャラリーエントランスホール、ギャラリー第1、5展示室
	ラバータイル	173.555	南口エントランスホール、 エレベータ(1,2号機前)ホール
	モルタル	31.076	大道具搬入口
	館石タイル	45.152	楽屋エントランス
	プナフローリング	288.180	リハーサル室、第8楽屋
	計	1,506.626	
2階	Pタイル	444.268	大ホール主催者控室、小ホール主催者控室、階段、湯沸室 女子更衣室、コインロッカースペース、エレベータ(3号機前)ホール
	タイルカーペット 一部ニードルパンチカーペット	981.716	小ホールロビー、大ホール上・下手溜、第6、7楽屋、通路 小ホール階段・便所、通路、オーケストラピット、管理事務室
	Pタイル 一部モザイクタイル	99.127	小ホール男女便所、男女便所
	花崗岩	788.155	エントランスホール、北口玄関風除室、エレベータ(1、2号機前) ホール、大ホール男女便所、大ホール身障者用便所
	花崗岩 一部Pタイル	32.415	チケットカウンター室
	ラバータイル	647.215	大ホールロビー
	モザイクタイル	21.575	管理事務室男女便所、第6、7楽屋便所
	ジュータン	82.085	理事長室、専務理事室、会議室
	計	3,096.556	
3階	Pタイル	1,204.875	エレベータ(1,2,3号機前)ホール階段、 湯沸室、大ホール階席内、 大ホール手摺(一部)
	モザイクタイル	53.480	特別室前男女便所、小ホール楽屋便所、大道具方控室 大ホール第1、2、3、4、5楽屋便所、大ホール下手溜便所
	塩ビシート タイルカーペット	429.744 1,058.894	小ホール、小ホール置場 小ホール第1,2楽屋、大ホール第1,2,3,4,5楽屋、特別室 大ホール1階席ロビー、大ホール上下手溜、大ホール内付帯通路 通路、交換室
	計	2,746.993	
4階	Pタイル	602.333	小ホール調整室、大ホール調光室、エレベータ(1、2号機前) ホール、大ホール2階店内、大ホール音響調整室、映写室 階段
	Pタイル 一部モザイクタイル	57.540	大ホール男女便所
	タイルカーペット	664.529	大ホールロビー、通路、大ホール内付帯通路
	モルタル	31.400	大ホール調光機室
	計	1,355.802	
5階	Pタイル	171.846	階段、映写控室、セントラルルームパントリー
	Pタイル 一部モザイクタイル	56.984	大ホール男女便所
	ラバータイル	24.270	エレベータ(1,2号機前)ホール
	タイルカーペット	713.049	大ホールロビー、通路、大ホール内付帯通路
	ジュータン	94.677	セントラルルーム、セントラルルーム前室
	大理石	7.700	セントラルルーム便所
	モルタル	74.686	大ホール上手・下手照明室
	計	1,143.212	
6階	Pタイル	534.769	パントリー、階段、大ホール3階席内
	Pタイル 一部モザイクタイル	105.955	大ホール男女便所、会議室前男女便所
	タイルカーペット	1,192.004	大会議室、小会議室、会議室前ロビー、食堂前ラウンジ エレベータ(1,2号機前)ホール、大ホールロビー、通路 大ホール内付帯通路、クロークルーム
	計	1,832.728	
	窓ガラス (その他)	1,780.950	館全体の窓ガラス (舞台、屋上、外周) 吸込口(ガラリ)25.07m ² (14箇所) 拭出口(アネモ)140箇所
	計	1,780.950	

カーペット箇所一覧表(本館)

階層	室名	面積㎡	床材質
地階	ギャラリーロビー	99.410	ニードルパンチカーペット
	計	99.410	
1階	NHKアート事務室一部通路	81.915	タイルカーペット
	ギャラリー事務室	18.625	〃
	計	100.540	
2階	小ホールロビー	247.660	ニードルパンチカーペット
	第6楽屋	24.482	タイルカーペット
	第7楽屋	28.477	〃
	上手溜	72.340	ニードルパンチカーペット
	下手溜	37.797	〃
	オーケストラピット	126.000	タイルカーペット
	楽屋前通路	67.440	〃
	上・下手通路	92.380	ニードルパンチカーペット
	小ホール階段便所前通路	117.870	〃
	会議室 専務理事室	82.085	ジュータン
計	896.531		
3階	第1楽屋	64.830	タイルカーペット
	第2楽屋	14.110	〃
	第3楽屋	26.087	〃
	第4楽屋	12.159	〃
	第5楽屋	19.870	〃
	上手摺	49.885	〃
	下手摺	20.880	〃
	小ホール第1楽屋	35.000	〃
	小ホール第2楽屋	47.120	〃
	大ホールユース階ロビー	311.210	〃
	大ホール1階席階段	166.699	〃
	大・小ホール通路	187.393	〃
	大ホール内付帯通路	57.510	〃
	特別室	15.681	〃
計	1,028.434		
4階	大ホール内付帯通路	39.522	タイルカーペット
	計	39.522	
5階	大ホール内付帯通路	34.000	タイルカーペット
	計	34.000	
6階	木ホール内付帯通路	78.000	タイルカーペット
	大会議室	404.862	タイルカーペット
	小会議室	65.010	〃
	会議堂前ロビー	110.112	〃
	食堂前ラウンジ	101.225	〃
	エレベーターホール	23.240	〃
計	782.449		
	合計	2,980.886	

清掃箇所及び清掃面積(芸術劇場)

階層	床材質	面積(m ²)	室名
地階	御影石	34.08	スタジオ楽屋通用口、エレベーター2ロビー
	合板OS塗装	131.31	スタジオ荷解場、スタジオ荷解場前室、スタジオ美術製作倉庫、スタジオ搬入口
	防塵耐油塗装	18.44	エレベーター7・8機械室
	防塵塗装	47.56	空調機械室1、スタジオ美術製作倉庫(一部)
	歩行用塗床(ウレタン樹脂系塗料)	10.70	スタジオ搬入口(一部)
	車両通行用塗床(ウレタン樹脂系塗料)	172.00	ホール荷解場1、駐車場
	計	414.09	
1階	せっき質タイル	11.35	楽屋口エントランス
	合板OS塗装	328.80	ホール美術製作室(一部)、ホール搬入口(一部)、ホール荷解場2
	ゴムシート	18.68	楽屋口受付、便所1-4
	歩行用塗床(ウレタン樹脂系塗料)	66.97	ホール美術製作室(一部)
	車両通行用塗床(ウレタン樹脂系塗料)	16.88	広報スペース1、2
	車両通行用塗床(硬質ウレタン超速硬化吹付駐車場防水工法)	50.52	ホール搬入口(一部)
	計	493.20	
2階	せっき質タイル	96.94	2階ロビー
	注意喚起用床タイル	17.10	2階ロビー(一部)
	フローリング	74.52	エレベーター1ロビー、2階ブリッジ
	タイルカーペット(厚さ6mm)	224.47	チケット/情報相談センター、劇場事務室、劇場事務会議室、劇場事務室通路、男子更衣室2-1、女子更衣室2-1
	ゴムシート	33.11	エレベーター2ロビー、避難階段5前室2-1、男子便所2-1、女子便所2-1、給湯室2-1
	防塵塗装	8.15	空調機械室2、劇場事務倉庫
	計	454.29	
3階	内装用石材(御影石)	28.74	男子便所3-6、女子便所3-6、多目的便所3-6
	フローリング	320.28	エレベーター1ロビー、通路3-1・3-2・3-3・3-4-1、スタジオロビー、エレベーター2ロビー、託児室、託児室前室、自販機置場3-1、便所3-6前室
	合板OS塗装	388.55	中スタジオ、中スタ倉庫、小スタジオ1
	タイルカーペット(厚さ8mm)	21.75	中スタ前室1、小スタ1前室1
	タイルカーペット(厚さ6mm)	26.47	音響制作室1・2、音響制作室前室
	ゴムシート	177.81	中スタ前室2・3、中スタ更衣室1・2、小スタ1前室2、小スタ更衣室1・2、スタジオ会議室、3階スタジオ通路、便所3-1・3-2・3-3・3-4、便所3-5(託児室内)、給湯室3-1
	防塵塗装	13.54	音響制作備品庫、空調機械室5、避難階段3前室1・2
	塗膜防水	179.39	空調機械室3・4
計	1,156.53		
4階	タイルカーペット(厚さ6mm)	125.64	中スタ技術キヤラー、小スタ1技術キヤラー、空調機械室6前室、奈落階段1・2
	ゴムシート	337.66	大スタ楽屋3・4、4階スタジオ通路、エレベーター2ロビー、4階楽屋ロビー、楽屋6・7・8・9、4階楽屋通路1・2、奈落前室
	防塵塗装	723.31	スタジオ倉庫2、楽屋倉庫1、空調機械室6、奈落、エレベーター6/7前室
	計	1,186.61	
5階	内装用石材(御影石)	40.76	多目的便所5-1、男子便所5-5、女子便所5-5、多目的便所5-5
	大理石	1.51	ホワイエ階段(2段)
	フローリング	54.48	楽屋1、2、3、4
	合板OS塗装	2,087.46	大スタジオ、大スタ前室2・3、大スタ前室1倉庫、5階客席、主舞台、奥舞台、上手側舞台、下手側舞台、大道具倉庫
	タフテッドカーペット	723.63	メインロビー、大スタホワイエ、避難階段1前室、大スタ前室1、ホールホワイエ、ホワイエ階段、ホール前室、男子便所5-5前室、女子便所5-5前室
	タイルカーペット(厚さ8mm)	16.74	グリーンルーム
	タイルカーペット(厚さ6mm)	55.28	大スタ主催者事務室、エレベーター6前室、大道具倉庫すのこ
	ゴムシート	521.79	大スタ楽屋1・2、スタジオ楽屋事務室、5階スタジオ通路、エレベーター2ロビー、5階楽屋ロビー、大スタピアノ庫、楽屋事務室、スタッフ控室、給湯室5-1、多目的便所5-2、便所5-3、便所5-4、衣装室、楽屋5、5階楽屋通路1・2、楽屋たまり、階段5前室、ホール主催者事務室、クローク、下手舞台前室、楽器庫、上手倉庫、上手倉庫前室
	防塵塗装	30.70	楽屋倉庫2、空調機械室7
計	3,532.35		

6階	内装用石材(御影石)	132.03	男子便所6-1・6-2、女子便所6-1・6-3、多目的便所6-3
	フローリング	496.83	6階ブリッジ、エレベーター1ロビー、通路6-1・6-2、ヒュッフェ、ホール6階客席、ホール内通路、フロントサイドタワー
	タフテッドカーペット	368.25	ホールホワイエ、ホール前室、便所前室6-3
	タイルカーペット(厚さ8mm)	61.05	大スタ前室4、大スタ6階客席・アンブックススペース
	タイルカーペット(厚さ6mm)	155.11	大スタ技術ブース、大スタ技術ギャラリー、多目的室1・2、音響調整室
	ゴムシート	17.49	エレベーター2ロビー、救護室
	防塵塗装	72.17	ホール電気室、ホール電気室前室、ホール調光機械室、空調機械室8
	計	1,302.93	
7階	内装用石材(御影石)	58.83	多目的便所7-1、男子便所7-1、女子便所7-1
	フローリング	220.58	ホール7階客席、ホール内通路、フロントサイドタワー
	タフテッドカーペット	363.82	ホールホワイエ、ホール前室、便所前室7-1、多目的便所前室7-1
	タイルカーペット(厚さ6mm)	277.27	大スタキャットウォーク、大スタギャラリー、大スタフォロースポットギャラリー、調光室、映像室、多目的室3
	ゴムシート	55.95	案内係控室1・2、通路7-1、エレベーター2ロビー、ブリッジ前室
	防塵塗装	191.41	空調機械室9・10、空調機械室9前室、排煙ファン置場、大スタスタジオ制御盤室、スタジオ電気室、点検通路、大スタ調光機械室
		計	1,167.86
8階	内装用石材(御影石)	60.88	男子便所8-4、女子便所8-4
	フローリング	487.73	小スタジオ2、小スタ2ロビー、エレベーター2ロビー、ホール8階客席、ホール内通路、フロントサイドタワー
	タフテッドカーペット	324.60	ホールホワイエ、ホール前室、ホール控室、便所前室8-4
	タイルカーペット(厚さ6mm)	233.35	エレベーター6前室、第1ギャラリー、技術ギャラリー1
	ゴムシート	41.53	小スタ2前室1、小スタ2更衣室1・2、通路8-1、給湯室8-1、多目的便所8-1、便所8-2・8-3
	防塵塗装	17.83	小スタ2倉庫1、小スタ2前室2
		計	1,165.92
9階	タイルカーペット(厚さ6mm)	312.51	フォロースポット室、第1シーリングブリッジ、第2シーリングブリッジ、ホール天井内キャットウォーク、フロントサイドすのこ2、技術ギャラリー2、第2ギャラリー、アンブ室、エレベーター6前室
	防塵塗装	17.00	エレベーター2機械室
	計	329.51	
10階	防塵塗装	187.75	空調機械室11
	計	187.75	
すのこ1・2レベル	タイルカーペット(厚さ6mm)	363.80	すのこ1、第3ギャラリー、エレベーター6前室(すのこ1レベル、すのこ2レベル)
	計	363.80	
階段	大理石	0.45	避難階段1(5階一部)
	フローリング	6.25	避難階段2(8階一部)
	タフテッドカーペット	256.91	避難階段1(5~6階)、避難階段3(5~8階)、避難階段5(6~8階)
	タイルカーペット(厚さ6mm)	106.13	舞台階段1・2・3・4
	ゴムシート	541.84	避難階段1(1~5階)、避難階段2(B1~8階)、避難階段3(1~5階)、避難階段5(1~6階)、避難階段6(1~6階)
	注意喚起用床材(塩ビ)	36.90	避難階段1(1~5階)、避難階段2(B1~8階)、避難階段3(1~5階)、避難階段5(1~6階)、避難階段6(1~6階)
	防塵塗装	17.07	メンテナンス階段2(8~9階)
		計	965.55
窓ガラス(その他)	窓ガラス	526.07	県専用部分のガラス(建具、エレベーター壁、手摺)
	(その他)		空調吸込口・吹出口 一式
	計	526.07	

清掃作業基準表(本館)

	日常清掃					定期清掃						特別清掃
	床掃き清掃	床拭き清掃	備品等清掃	カーペット	溜水	床面洗浄・除塵	床面ワックス	ガラス清掃	洗浄・清掃	漂白	椅子清掃	
正面、南口玄関ロビー	日1回	日1回	日1回			年2回	年2回					
大・小ホールロビー、連絡通路	日1回	日1回	日1回	日1回								
ホール内部	日1回		日1回	日1回							年2回	
大ホール2階ロビー	日1回		日1回	日1回		年6回	年6回					年2回
大・小ホール楽屋、会議室等	日1回		日1回	日1回								年2回
事務室	日1回	日1回		日1回								年2回
便所、湯沸室等	日1回	日1回	日1回			年6回	年6回					
楽屋及び楽屋用給湯室の茶器等												
楽屋モニターテレビ画面			日1回									
エレベーターホール	日1回	日1回	日1回	日1回		年6回	年6回					
階段	日1回	日1回				年6回	年6回					
舞台	日1回		日1回			年2回						
建物周囲(外構及び花壇)	日2回											
植木					適宜							
窓ガラス								年4回				
噴水									年1回			
各階のカーペット敷設箇所												年1回
屋上(排水用皿の清掃)						月1回						
奈落						年6回						

(注)日常清掃において、ホール、楽屋、会議室、ギャラリイ等は使用した都度行う。特に、便所は開場前・開演直後・休憩終了直後に清掃する。

清掃作業基準表 (芸術劇場)

	日常清掃						定期清掃				特別清掃	
	床拭き清掃 (ガキム)	床拭き清掃	備品等清掃	カーペット (ガキム)	手摺清掃	濯水	床面洗浄	床面ワックス	ガラス清掃	漂白 (洗浄)		椅子清掃
メインホール・各階ホワイエ・大スタジオリビー(カーペット)			日1回	日1回								
ホール内部	A	A		A							年2回	
大スタジオ内部	AB	AB		AB							年2回	
中スタジオ内部	AB	AB		AB							年2回	
小スタジオA内部	AB	AB		AB							年2回	
8Fアトリエ内部	AB	AB					年6回				年2回	
ホール楽屋、スタジオ楽屋、カンパニースタッフ室	C	C	C	C			年6回					
事務室(2F, 5F, 8F)	日1回	日1回	日1回	日1回			年6回					
便所、湯沸室等	日1回	日1回	日1回	日1回			年6回					
楽屋及び楽屋用給湯室の弁器等									年2回			
楽屋モニターテレビ画面			C									
エレベーターホール	日1回	日1回					年6回					
エスカレーター				日1回								
階段	日1回	日1回					年6回					
舞台	年2回											
窓ガラス								年4回				
各階のカーペット敷設箇所												年1回
奈落	年1回											

(注) 日常清掃において、ホール、スタジオ、楽屋等は使用した都度行う。特に、便所は開場前・開演直後・休憩終了直後に清掃する。

- A : 公演前後
- B : 稽古空き日、使用者の交代時
- C : 清掃依頼日

害虫防除面積及び箇所一覧表(本館)

	ゴキブリの防除			ねずみの駆除	その他昆虫の駆除
	A区域	B区域	C区域	ベイトステーション 設置箇所数	箇所数
地階	118.20㎡	900.26㎡	504.36㎡	14	雑排水路 4 汚水路 4 排水路 7
1階	117.80㎡	1,440.00㎡	588.10㎡	7	排水路 1
2階	19.93㎡	2,641.20㎡	1,353.80㎡	1	
3階	11.50㎡	3,800.41㎡	1,655.40㎡	5	
4階		1,132.76㎡	774.80㎡	3	
5階		840.40㎡	449.00㎡	3	
6階	20.05㎡	1,535.60㎡	888.10㎡	2	
計	287.48㎡	12,290.63㎡	6,213.56㎡	35	16

A区域は、残留塗布法により施工。

B区域は、煙霧法または残留塗布法のいずれかにより施工。

C区域は、残留塗布法、ミスト法または煙霧法のいずれかにより施工。

害虫等防除面積及び箇所一覧表(芸術劇場)

	ゴキブリの防除		その他の昆虫防除	ねずみの防除
	A区域	B区域	適所数	ベイトステーション設置箇所
地階	28.45㎡	414.09㎡	地流し 1	2
1階	102.63㎡	429.22㎡	地流し 1	0
2階	2.68㎡	451.61㎡	—————	1
3階	2.51㎡	1,154.02㎡	—————	6
4階	—————	1,186.61㎡	—————	5
5階	3.39㎡	3,591.84㎡	—————	7
6階	176.53㎡	1,166.06㎡	—————	2
7階	—————	940.16㎡	—————	4
8階	92.91㎡	932.90㎡	—————	1
9階	—————	58.57㎡	—————	0
10階	—————	187.75㎡	—————	2
計	409.10㎡	10,512.83㎡	2	30

A区域に関しては残留塗布法により施工。
 B地区に関しては煙霧法または残留塗布法のいずれかにより施工。

10 県民ホール保安警備業務基準

1 目的

県民ホールの利用者や鑑賞者の安全な環境を確保するため、施設内外の監視、火災及び盗難等の予防を始めとする保安警備等を実施する。

2 警備範囲

神奈川県立県民ホール本館及びその周辺の敷地内

※ 芸術劇場についてはNHK横浜放送局と合築施設であるため、警備業務については管理組合が実施することを予定している。

3 業務内容

(1) 職員通用口の受付業務

- ・職員及び部外者の出入状況の確認
- ・夜間及び休館日の出入者の記録
- ・鍵の受渡、保管及び記録
- ・保安警備上の受付業務及び記録
- ・来訪者の応対業務
- ・不審者の発見及び侵入阻止
- ・午後6時以降及び休館日の電話受付と連絡
- ・拾得物の取扱い

(2) 巡視業務

- ・県民ホール内外の巡視
- ・公演終了後の客席及び楽屋等の点検
- ・職員退館後の各階、各室の点検及び施錠確認
- ・各階非常扉施錠確認
- ・非常階段出入扉施錠確認
- ・侵入者や不退去者の発見と応対
- ・給湯室のガス栓等の確認
- ・各階不用場所の消灯
- ・消火栓、消火器の点検
- ・火気の点検
- ・建物・設備の破損の発見
- ・敷地内の不法行為（物販、ダフ屋、チラシ配布等）の取締り
- ・噴水周辺の危険防止
- ・ロビーの備品等の整備
- ・身障者の案内、誘導、補助
- ・ロビー混雑時の対応（小ホールトイレの開放等）

(3) 防災センターの常駐業務

- ・防災盤の監視及び管理
- ・発報時の内容確認及び火災の初期消火
- ・防犯カメラの監視、管理

(4) 楽屋口の受付業務

- ・保安警備上の受付業務及び記録
- ・来訪者の応対

(5) 駐車場の管理補助業務

- ・営業時間外の入出庫の補助
- ・搬入出車両及び大型車両の整理

(6) 設備管理の補助業務

- ・設備に異常が生じた際の警報への対応（午後10時から午前8時30分まで）
- (7) その他の付帯業務
 - ・国旗及び県旗の掲揚・降納
 - ・各出入口及び鉄扉等の開閉
 - ・指示による時別警戒
 - ・非常事態（天災やデモ暴動等）が発生した際の警戒
 - ・エレベーターの手動運転
 - ・噴水の運転管理
 - ・ロビー照明の調光
 - ・雨天時ロビーでの安全管理及び傘ポンの取扱い補助
 - ・防災訓練の共同企画と実施
 - ・ホール利用者との当日打合せへの参加
 - ・その他警備法上必要な業務
- (8) 緊急事態発生時の処置
 - ア 火災発生の場合
 - ・防火管理組織に基づく通報と消火活動
 - ・予め定められた連絡先への電話通報
 - ・消防車到着後の付近の警戒
 - イ 侵入者発生の場合
 - ・110番への通報
 - ・予め定められた連絡先へ電話にて通報
 - ・人相、着衣、年齢、身長、体重等特徴の記録
 - ・館内への封じ込めと警察への受け渡し
- (9) 火災予防上の設備管理及び訓練
 - ・避難、誘導通路の障害物排除と点検確認
 - ・点検事項管理図の作成
 - ・館内での自主訓練の実施
- (10) 報告事項
 - ・日常勤務シフト表の作成
 - ・巡回報告書の作成
 - ・残留者、深夜夜勤勤務者の出退時間の記録
 - ・夜間郵便物の保管と管理
 - ・保安警備日誌の作成
- (11) 警備隊長の業務
 - ・受託業務実施の指揮監督
 - ・警備要員の服務状況の管理監督
 - ・防災、防犯、諸設備の定期点検立会、関係官庁の検査立会及び連絡報告
 - ・警備日誌の記録

4 業務体制

上記業務の遂行に必要な人員を確保するとともに、施設内に一定の警備員を配備する。

11 県民ホール受付案内業務基準

1 目的

県民ホールを訪れる鑑賞者が安心して施設を利用するとともに気持ちよく公演を鑑賞できるよう、円滑かつ親切な受付案内を行う。

2 業務内容（本館・芸術劇場共通）

(1) 公演時の観客の案内・誘導業務

ア 開場前の業務

- ・客席・ホワイエ廻りの点検
- ・公演当日の打合せへの参加

イ 開場後の業務

- ・観客の客席への案内
- ・客席扉の開閉
- ・開演中の入場者の管理
- ・禁止行為者の発見
- ・客席内通路の安全確認
- ・事故防止
- ・身障者の対応、誘導
- ・傷病者の対応
- ・苦情対応
- ・観客の避難誘導

(2) 受付案内業務

ア 来館者からの問い合わせへの対応

イ 館内施設への案内

3 要員配備

公演がある時には、開演前から観客が退館するまでの間、必要人員を配備する。

12 県民ホール舞台関係業務基準

1 目 的

県民ホールのホール、スタジオ等で実施される舞台公演等の運営にあたり、適切かつ安全な舞台環境を提供する。

2 業務範囲

本館

- (1) 大ホール、小ホールの舞台・照明・音響機構の操作
- (2) 大ホール、小ホールの舞台設営及び管理・監督
- (3) 大ホール、小ホールのピアノの出し入れ
- (4) 大ホール、小ホールのスライド及びOHPの操作に関する指導、助言
- (5) 会議室の音響機器に関する指導、助言
- (6) 舞台、音響室、照明室、映写室、奈落、会議室及び管理運営系の設備、器具、道具等の日常の点検整備並びに管理
- (7) 舞台設営・機構操作・撤収時の安全確認業務
- (8) 設備障害対応、環境整備、防災への協力
- (9) 劇場に関する新技術の調査研究・情報収集
- (10) 業務報告書の作成と報告
- (11) その他前各号の業務に付帯する業務

芸術劇場

- (1) ホール、スタジオの舞台・照明・音響機構の操作
- (2) ホール、スタジオの舞台設営及び管理・監督
- (3) ホール、スタジオのピアノの出し入れ
- (4) ホール、スタジオの映像機器の操作に関する指導、助言
- (5) 舞台、音響調整室、多目的室、衣装室、美術製作室、音響製作室、奈落（以下「メインホール等」という。）及び管理運営系の設備、器具、道具等の日常の点検整備並びに管理
- (6) ホール、スタジオの利用者に対するメインホール等の使用に関する助言・指導
- (7) 舞台設営・機構操作・撤収時の安全確認業務
- (8) 設備障害対応、環境整備、防災への協力
- (9) 劇場に関する新技術の調査研究・情報収集
- (10) 業務報告書の作成と報告
- (11) その他前各号の業務に付帯する業務

3 業務内容の詳細

(1) 通常業務

- ア 機器、物品の維持管理及び保管
- イ 舞台関係作業等の点検・管理

- ウ 県民ホールの舞台関係業務に係る改善等の必要事項の助言
- エ 視察等来館者への案内説明
- オ 設備、機器、新技術に関する情報収集
- (2) 県民ホールの利用計画に関する準備打ち合わせ業務
 - ア 利用計画内容の確認
 - イ 利用者への助言及び指示
- (3) 利用時の業務
 - ア 機器、物品の搬入出時の指示、監督
 - イ 設備、機器の使用に対する指導助言及び協力
 - ウ 主要設備の操作及びその操作の指示監督
 - エ 利用設備、機器の確認報告（使用電力量等）
 - オ 安全確認業務
 - ① 迫作動時における適切な人員配置による安全確認
 - ② 各種吊りボタン等作動時の安全確認
 - ③ 舞台上の設営物の安全確認（P A用スピーカーを含む）
 - ④ ホール内ケーブル類の敷設状況の確認
 - ⑤ スモークマシン等のチェック
 - ⑥ P A用客席撤去及び据付の確認（作業工具の保管管理）
- (4) 終了時の業務
 - ア 機器装置等の撤去、復旧作業の指示監督
 - イ 設備機器の損傷、数量の点検、確認及び報告
 - ウ 終了時の火気点検

4 業務体制

上記業務の遂行に必要な人員を確保するとともに、舞台、音響及び照明の各部門に責任者を配置する。

13 県民ホール舞台機構設備保守点検業務基準

1 目的

舞台機構設備の機能を最大限に発揮し、常に舞台機構の安定的な利用を図れるよう保守点検を実施する。

2 点検回数

- ・ホール吊物機構 2回/年
- ・ホール床機構 2回/年
- ・ホール組立主舞台床 1回/年 (自主点検)
- ・制御機器関連 1回/年
- ・大スタジオ吊物機構 2回/年
- ・移動観覧席 1回/年
- ・大スタジオ組立床 1回/年 (自主点検)
- ・制御機器関連 1回/年

3 点検対象

本館

(1) 大ホール舞台機構設備

ア 床機構

大迫り (No. 1) 昇降装置及び床面とのレベル調整	(電) 1台
ステージ面落下防止装置	(電) 1組
奈落面昇降手摺	(自動) 1組
大迫り (No. 2) 昇降装置 (No. 1と同じく)	(電) 1台
ステージ面落下防止装置	(電) 1組
奈落面昇降手摺	(自動) 1組
オーケストラボックス迫り昇降装置	(電) 1台
可動席収納ワゴン格納装置	(電) 3台
第1音響反射板走行装置	(電) 1台
第2音響反射板 (正面音響反射板付) 走行装置	(電) 1台
主幹盤、制御盤、操作盤	1式

イ 舞台吊物装置

緞帳昇降装置	(電) 1掛
斜め絞り緞帳開閉及び絞り上げ装置	(電) 1掛
暗転幕昇降装置	(電) 1掛
引割幕昇降装置	(電) 2掛
一文字幕昇降装置	(電) 8掛
袖幕昇降 (電) 及び開閉 (手) 装置	5掛
中ホリゾン幕昇降装置	(電) 1掛

大黒幕昇降装置	(電) 1 掛
大水平幕昇降装置	(電) 1 掛
プロセニウムライト昇降装置	(電) 1 掛
ライトブリッジ昇降装置	(電) 1 掛
サスペンションライト昇降装置	(電) 8 掛
中水平ライト昇降装置	(電) 1 掛
大水平ライト昇降装置	(電) 1 掛
吊り物バトン昇降装置 (アームロック等増締含む)	(電) 23 掛
ステージ防火戸昇降装置	(電) 1 掛
主幹盤、制御盤、操作盤	(電) 1 式

(2) 小ホール舞台機構設備

ア 舞台吊物装置

ライトバトン昇降装置	(電) 2 掛
アッパー水平ライト昇降装置	(電) 1 掛
吊物バトン昇降装置	(手) 2 掛
天井反射板傾斜装置	(手) 3 掛
バック幕開閉装置	(手) 1 掛
移動式正面反射装置	(手) 1 式

(3) 大ホール点検機器

ア 巻上機関係

電動機、リミットスイッチ、保安スイッチ、制御盤
操作盤

イ 昇降措置関係

元車、下車、枝車、方向変車
ワイヤー関係、バトン

ウ その他の装置

反射板関係、迫り関係

(4) 小ホール点検機器

ア 巻上機関係

電動機、減速機、電磁ブレーキ、リミットスイッチ、保安スイッチ、制御盤
操作盤

イ 昇降措置関係

分銅棒、引き綱、元車、下車、枝車、方向変車、受車 (押車)
ガイドワイヤー、ワイヤー関係、バトン、綱止め、クリップ

ウ その他の装置

反射板関係

芸術劇場

(1) ホール舞台機構設備

ア 吊物機構

客席上吊物バトン		電動	4台
天井反射板	昇降 変角	電動 電動	1台 1台
プロセニウムブリッジ		電動	1台
プロセニウムスピーカ昇降		電動	1台
プロセニウムライトバトン		電動	1対
プロセニウムティザー		電動	1台
プロセニウムタワー		ラック&ピニ オン走行式	1対
引き割り緞帳	昇降 開閉	電動 電動	1台 —
吊物バトン		電動	55台
ティザー		電動	1台
ウイング	昇降 開閉	電動 手動	1台 1対
東西バトン用点吊装置	横行 昇降	手動 電動	20台 16台
東西サスペンション用ラダー		—	8台
東西幕レール		手動	2台
奥舞台吊物バトン		電動	6台
照明ブリッジ		—	3台
フロントサイドタワー		ラック&ピニ オン走行式	2台
重量点吊 (ホイスト)		チェーン昇降 式	16台
移動型点吊装置		電動	12台
制御盤、操作卓		一式	1式

イ 床機構

前舞台迫り		電動	1台
客席迫り		電動	12台
小階段昇降装置		電動	52台
客席傾斜迫り		電動	1台
制御盤、操作卓			1式

ウ 組立主舞台床

スチールデッキ		手動組立	117台
脚部		手動組立	1式

(2) 大スタジオ舞台機構設備

ア 吊物機構

照明バトン		電動	9台
スピーカバトン		電動	2台

大黒幕ボタン	電動	1台
水平幕ボタン	電動	1台
移動型点吊装置	電動	12台
パワーボックス	移動 手動	12台
制御盤、操作卓		1式

イ 移動観覧席

電動式移動観覧席	電動	1式
----------	----	----

ウ 組立主舞台床

スチールデッキ	手動組立	93台
脚部	手動組立	1式

(3) ホール点検機器

ア 吊物機構

電動機、減速機、ブレーキ、リミットスイッチ、ウインチ本体、ワイヤロープ、元滑車、枝滑車、ボタン本体、本体フレーム、吊点部分、制御盤、接続箱、操作卓

イ 床機構

電動機、減速機、ブレーキ、リミットスイッチ、ギアボックス、スパイラルリフトジャッキドライブシャフト、チェーン、ガイドレール、ガイドシュー
本体フレーム、制御盤、ローカル制御盤、接続箱、操作卓

ウ 組立主舞台床

本体フレーム、脚部、ベースプレート

(4) 大スタジオ点検機器

ア 吊物機構

電動機、減速機、ブレーキ、リミットスイッチ、ウインチ本体、ワイヤロープ、元滑車、枝滑車、ボタン本体、本体フレーム、吊点部分、制御盤、接続箱
操作卓、パワーボックス

イ 移動観覧席

本体部材、組立接合部、操作用スイッチ、制御盤、安全装置、駆動装置
(モーター、ギアボックス、その他駆動部品)、背起倒装置、上部ロック装置
配線ケーブル

ウ 組立主舞台床

本体フレーム、脚部

14 県民ホール舞台照明設備保守点検業務基準

1 目的

ホール・スタジオ等の照明設備の機能を最大限に発揮して、常に照明設備の円滑な活用を図れるよう保守点検を実施する。

2 点検回数

2回/年

3 点検機器

本館

(1) 大ホール

・主幹盤	2面
・サイリスター調光機盤	10面
・客席調光器盤	1面
・照明操作卓	1面
・照明プリセット盤	1面
・CRTユニクロス	2面
・可搬型メモリー盤	1面
・固定設備配線回路	1式
・クセノンピンスポット (3.0 kw)	5台

(2) 小ホール

・主幹盤	1面
・サイリスター調光機盤	2面
・照明操作卓、負荷選択操作パネル	1面
・CRTパッチ卓	1面
・上手袖作業灯パネル	1面
・下手袖調光SWパネル	1面
・音響室調光SWパネル	1面
・固定設備配線回路	1式
・クセノンピンスポット (0.7 kw)	2台

芸術劇場

(1) ホール

主幹盤・分岐盤	1式
調光器盤・調光制御盤	1式
直回路主幹盤・分岐盤	1式
AC/GC主幹盤・調光器盤	1式
調光ユニット	88台

照明操作卓	1 式
客室灯操作卓	1 式
ムービングライト操作卓	1 卓
照明システムサーバ・イーサネット HUB ラック	1 式
イーサネットHUBラック	2 式
ワイヤレス直点灯システム	1 式
デザイナー照明操作卓	1 式
オフライン/調光モニタリングPC	1 式
舞台袖操作卓	1 式
舞台袖作業灯操作盤	2 式
DMX・Node 設定用 PC	1 式
DMX・Node	46 台
マルチコンセント盤	4 面
持込機器電源盤	4 面
映像室コンセント盤	1 面
ポータルタワーライト設備	2 式
コンセントボックス	30 台
ジョイントボックス	32 式
ギャラリーライト設備	2 式
プロセニアムサスペンションライト設備	2 式
サスペンションライト設備	2 式
フロントサイドライト設備	2 式
バルコニーライト設備	2 式
第 1 シーリングライト設備	1 式
第 2 シーリングライト設備	1 式
技術ギャラリーライト設備	1 式
移動型調光器	136 台
PTFC ムービングライト	20 台
可動型ケーブル受けカゴ	24 台
フォローピンスポットライト 2kw	4 台
フォローピンスポットライト 700w	2 台

(2) 大スタジオ

主幹盤・分岐盤	1 式
調光器盤・調光制御盤	1 式
AC/GC 回路切替盤	1 面
調光ユニット	147 台

照明操作卓	1 式
客室灯操作卓	1 式
照明操作卓用コネクタボックス	1 式
照明システムサーバラック	1 式
ワイヤレス直点灯システム	1 式
舞台袖操作卓	1 式
客室灯調光パネル	1 式
作業灯スイッチパネル	1 式
調光モニタリング PC	1 式
DMX-Node 設定用 PC	1 台
DMX-Node	18 台
フロアコンセント	18 面
マルチコンセント盤	2 面
ライトバトン	8 式
フライダクト	1 式
フォローピン用コンセント	2 面
ウォールコンセント	1 式
持込機器分電盤	6 面
移動型調光器	25 台
PTFC ムービングライト	15 台
フォローピンスポットライト	2 台

(3) 中スタジオ

分電盤	1 面
照明操作卓	1 卓
DMX-Node	1 式
コンセントボックス	21 台
持込機器分電盤	1 面
マルチコンセントボックス	2 面
移動型調光器	15 台

(4) 小スタジオA

分電盤	1 面
照明操作卓	1 卓
DMX-Node	1 式
コンセントボックス	21 台
持込機器分電盤	2 面

マルチコンセントボックス	2面
移動型調光器	6台

(5) 小スタジオB

分電盤	1面
照明操作卓	1卓
DMX・Node	1式
コンセントボックス	17台
持込機器分電盤	1面
マルチコンセントボックス	2面
移動型調光器	6台

※他に共用部分として以下の機器がある。

アトリウム

分電盤	1面
照明操作卓用コネクタパネル	2面

15 県民ホール舞台音響設備保守点検業務基準

1 目的

ホール、スタジオ等の音響設備の機能を最大限に発揮して、常に音響設備の円滑な利用を図れるよう保守点検を実施する。

2 業務内容

- (1) 定期点検 作動確認及び調整
- (2) 音響測定 残響音及び音速測定

3 保守点検回数

- (1) 総合点検 年2回
- (2) 音響測定 本館：年1回、芸術劇場：必要に応じて随時

4 定期点検機器

本館

(1) 大ホール

音響調整卓	
入力調整卓	1卓
出力調整卓	1卓
出力架(電力増幅を含む)	4台
入力架	1台
ワイヤレス架	1台
グラフィックイコライザー	2台
出力表示板	1台
プロセニアムスピーカー	3台
サイドスピーカー	2台
効果用スピーカー	8台
カラムスピーカー	2台
モニタースピーカー	11台
音響室電源分電盤	1台
ロビースピーカー	40台
楽屋スピーカー	25台
ワイヤレス送信機・受信機	8組
機器間ケーブル等	1式

インターカム装置	1式
ワイヤレスインターカム装置	1式
舞台系インターホン	1式
楽屋系インターホン	1式
アナウンスフェーダーボックス	1式
トークバック装置	1式
エアモニターマイク装置	2台
サブミキサー	2台
三点式電動吊りマイクロホン装置	1式

(2) 小ホール

音響調整卓	
入力調整卓	1卓
出力調整卓	1卓
出力架(電力増幅を含む)	2台
入力架(ワイヤレス架を含む)	1台
出力表示盤	1台
プロセニアムスピーカー	3台
サイドスピーカー	2台
効果用スピーカー	4台
モニタースピーカー	5台
舞台袖スピーカー	2台
ロビースピーカー	3台
楽屋・通路スピーカー	4台
調光室スピーカー	2台
インターカム装置	1式
ワイヤレス送信機・受信機	6組
エアモニターマイク装置	2台
機器間ケーブル等	1式
3点式電動吊りマイクロホン装置	1式

(3) 会議室

音響装置	1式
ワイヤレスマイクロホン	3台

マイクロホン	2台
スピーカー	6台

芸術劇場

(1) ホール

音響調整卓	1式
移動型ミキサ	1式
音響制御機器架	1式
I/O パッチ盤架	1式
録音・再生機器置台	1式
DSP 架	1式
パワーアンプ架	1式
舞台袖 I/O パッチ盤架	1式
奈落集中コンセント盤架	1式
プロセニアムスピーカ	8台
サイドスピーカ	20台
サイドスピーカ用サブウーハ	8台
フロントサイド客席スピーカ	6台
サイドバルコニー補助スピーカ	18台
バルコニー補助スピーカ	17台
シーリングスピーカ	6台
ウォールスピーカ	28台
調整室モニタースピーカ	4台
移動型スピーカー	1式
コンセント盤	107面
ケーブルリール	2台
ワイヤレスラック	3式
ワイヤレスマイク	1式
ワイヤレスアンテナ	1式
ワイヤレスマイクモニター装置	1式
有線インターカムシステム	1式
連絡系コンセント盤	45面
デジタルワイヤレスインターカムシステム	1式
キューランプシステム	1式
音声モニタ架	1式
連絡技術架	1式

楽屋呼出制御架	1 式
ホワイエモニタ架	1 式
スタッフ用パワードスピーカ	14 台
ホワイエ系スピーカ	83 台
スタッフ系スピーカ	14 台
楽屋系スピーカ	29 台
事務室系スピーカ	6 台
音量調整器	45 面
トークバックスピーカ	23 台
フオロースポット室モニタ分配器	1 台
トークバック用ワイヤレスアンテナ	2 本
トークバック用ワイヤレスマイク	2 本
エアモニタマイクロホン	8 台
カメラ	13 式
音響制御機器架	1 式
映像モニタ架	1 式
映像コンセント盤 (テレビブースタ 6 台含む)	57 面
事務所スイッチパネル	1 面
楽屋系モニターテレビ	22 台
舞台監督卓	1 式
調光仕込TBワゴン	1 式
機構操作ワゴン	1 式
マイク操作器	1 台
暗視カメラ	3 式

(2) 大スタジオ

音響調整卓	1 式
録音・再生機器類電源付移動置台	1 式
パワーアンプ架	1 式
舞台袖 I/Oパッチ盤架	1 式
プロセニアムスピーカ	4 台
シーリングスピーカ	6 台
コンセント盤	22 面
ステージボックス	2 式
有線インターカム	1 式
エアモニタマイクロホン	4 台
中小スタジオ用エアモニタマイク	2 台
舞台連絡架	1 式

トークバックスピーカ	2台
ホワイエ系スピーカ	10台
楽屋・スタッフ系スピーカ	29台
楽屋呼出制御架	1式
音量調整器	16面
トークバック用ワイヤレスアンテナ	2本
トークバック用ワイヤレスマイク	1本
映像モニタ架	1式
カメラ	6台
ホワイエビデオコンセント	5面
舞台監視卓	1式
調光室機器	1式
マイク操作器	1台

(3) 中スタジオ

音響調整卓	1式
パワーアンプラック	1式
スタジオスピーカ	4台
コンセント盤	9面

(4) 小スタジオA

音響調整卓	1式
パワーアンプラック	1式
スタジオスピーカ	4台
コンセント盤	4面

(5) 小スタジオB

音響調整卓	1式
パワーアンプラック	1式
スタジオスピーカ	4台
コンセント盤	4面

(6) 音響製作室

コンセント盤	1面
入出力パッチ盤架	1式
音響調整卓	1式
モニタースピーカー	2台

(7) 1階

中継車盤	2面
------	----

※ 他に共用部分として以下の機器がある。

アトリウム

コンセント盤

3面

16 県民ホールパイプオルガン保守点検業務基準

1 目 的

舞台演奏に支障のないよう、パイプオルガンの保守点検を行う。

2 点検回数

年2回

3 点検項目

- (1) モーター点検、注油
- (2) 送風装置（風路、チェスト等）点検・調整
- (3) トラッカー・スライダー作動点検・調整、ストップノブの作動点検・作動
- (4) 電気系統の作動点検・調整
- (5) 外装ケースの点検、共振の点検及び防止対策処理
- (6) オルガン内部より異物の撤去
- (7) リード管の調律
- (8) フルー管の部分調律
- (9) その他点検依頼箇所

17 県民ホール舞台使用ピアノ保守点検業務基準

1 目的

舞台演奏に支障のないよう、舞台使用ピアノの保守点検を行う。

2 点検回数

本館：年2回、KAAT：年1回

3 点検対象

本館

舞台使用ピアノ 4台（スタインウェイ2台、ヤマハ2台）

リハーサル室用ピアノ 1台（ヤマハ1台）

芸術劇場

舞台使用ピアノ 2台（スタインウェイ1台、ヤマハ1台）

4 点検項目

(1) 本体外装

(2) 駒・響板部

(3) 弦部

弦、チューニングピン、ベアリング、ヒッチピン

(4) 整調

ア 鍵盤部

鍵盤整調、鍵盤高さ、鍵盤間隔、鍵盤深さ

イ アクション部（レペティション部）

すべてのネジ締め、フレンジ、クロス類、ウィッペン合せ、打弦距離

ジャック上下・前後、ハンマー接近量、ハンマードロップ量

バックチェック（＝ハンマーストップ）、レペティションスプリング

ウ ハンマー部

ハンマー間隔、走り、弦合せ

エ ダンパー部

ダンパーフェルト、ダンパー掛け、ダンパー総上げ

ダンパーレバーとレバーストップレールの間隔

オ ペダル部

ペダル調整、サスティンロッドの掛け

(5) 全体検査

タッチ、調律（ピッチ442Hz）、止音、共鳴・雑音

< 音樂堂 >

1 音楽堂設備運転保守及び衛生管理業務基準

1 目的

音楽堂設備機器を運転及び監視し、日常点検及び保守をすることにより、当該機器の機能を良好な状態で維持する。

○ 留意事項

- 1 電気設備や空気調和設備の保守点検については、図書館の職員と連携を図りながら行うこととなります。

ただし、今後、電気設備の管理については、館単体で行う可能性があります。

- (1) 自家用電気工作物に関する義務について

設置者（図書館長）の指導監督に従い、音楽堂電気設備の保安管理を行ってください。

- (2) 電気主任技術者業務委託について

託の契約形態については、業務の特性等により、次のとおりとなります。

図書館として一括して外部へ委託しており、図書館からの請求に基づき、必要な経費を負担するもの。

電気主任技術者業務

- (3) 保安警備について

図書館開館日・時間においては、図書館の保安員が巡回警備等を実施しています。

ただし、今後、警備については、館単体で行う可能性があります。

2 対象設備

「参考資料2」の「Ⅲ 音楽堂の施設等」の「2 設備」のとおりとする。

3 業務内容

- (1) 設備機器の運転操作及び監視

ホールの用途や四季の気温の変化などに配慮し、経済性や快適性などを勘案して適正に運転操作するとともに監視業務を行う。

- (2) 設備の維持管理

ア 日常巡視点検（運転操作及び監視）

イ 定期点検整備（精密点検・測定・整備）

ウ 補修、修理

- (3) 設備に関する非常措置

火災、停電、断水、その他災害が発生した場合は、速やかに的確な措置を行う。

- (4) 設備関係の測定記録の作成

日誌、日常巡視点検記録、定期点検・測定記録、事故障害記録

修繕履歴、設備機器・工具計器台帳、業務連絡簿

設備関係図面（配線図、平面図、系統図等の整備保管）等

(5) 空気環境測定

温度、湿度、浮遊粉塵、気流、一酸化炭素、二酸化炭素の測定及び記録

(6) 残留塩素測定

飲料水残留塩素測定及び記録

4 業務体制

上記業務の遂行に必要な人員を確保するとともに、必要な資格を有する責任者を配置する。

2 音楽堂建築物環境衛生管理業務基準

1 建築物環境衛生管理技術者の選任及びその業務

(1) 目的

建物の維持管理全般が環境衛生上適正に行われるよう業務を実施する。

(2) 業務内容

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第6条に規定する技術者免状を保有する者を選任し、当該技術者により毎月1回建物を巡回点検するとともに、建物の維持管理全般が環境衛生上適正に行い、良好な環境を確保するものとする。

また、技術者の建築物環境衛生管理技術者免状の写しを指定管理者は保管すること。

ア 維持管理業務計画の立案

イ 維持管理業務全般の帳簿書類整備

ウ 維持管理業務全般の実施状況の確認

エ 環境衛生上の維持管理に関する検査結果等の評価

オ 環境衛生上の問題点に対する改善案の提示

カ その他必要な業務

(3) 作業実施時期

毎月1回実施する。

2 空気環境測定業務

(1) 業務の目的

館内の温度、湿度、二酸化炭素、一酸化炭素及び浮遊粉塵量、照度等の空気環境測定を実施し、快適で衛生的な環境を確保することを目的に実施する。

(2) 業務体制等に関する事項

(3) 業務内容

ア 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第26条第2項に定める空気環境測定実施者として実施する。

イ 測定結果が、管理基準値に適合しない場合には、その原因を調査するものとする。

ウ 測定対象 1 温度、2 相対湿度、3 二酸化炭素、4 一酸化炭素
5 浮立粉塵量、6 気流、7 照度

(4) 測定実施時期

隔月で実施する。

3 音楽堂害虫・ねずみ駆除業務基準

1 目的

館内の害虫・ねずみの発生、生息及び進入経路等の調査を実施し、害虫等の発生を防止するための防除及び駆除を実施し、快適で衛生的な環境を確保することを目的に実施する。

2 対象面積

3,700.53 m²

3 業務内容

次の防除を行う害虫等の発生防止及び駆除等に必要な業務を、ビル衛生管理法施行規則及び管理基準等に定める方法及び期間に従い実施する。

(1) トラップ配置ゴキブリ類、ねずみ用トラップを配置する。

配置場所は、ゴキブリ、ねずみが生息していそうな場所を選んで配置する。

(2) 定期施工（事前調査）

ゴキブリ類の捕獲数と、ねずみの捕獲の有無、周辺のラットサインを調査し、侵入生息を調査する。

ゴキブリ類…トラップ配置にあわせ毒餌剤を配置する。

事前の侵入生息調査により生息が認められた場合、ヒドラメチルノン食毒剤を配置・注入する。薬剤は、クラックや隙間等で人が直接接触することがない場所に重点的に処理する。

ねずみ……生息調査により侵入生息が確認された場合、クマリン系ワルファリン殺鼠剤0.1%にて配置し、駆除施工を行う。

(3) 効果判定

定期施工の効果进行判定し、必要と認められたときには薬剤处理を行う。

定期施工時に配置したトラップの交換を行い、結果を調査し、必要が認められた場合は随時処分する。

4 施工上の注意事項

(1) 作業員にあたっては、身元確実にして善良なる者を選定するものとする。

(2) 作業に必要な用具等は、請負者の負担とする。

(3) 作業員は、作業中の危険防止のための安全確保に努めること。

(4) 作業日は、現地事務担当者と事前に打ち合わせし、作業日をきめる。

(5) 施工終了後、著しい発生の状況が認められた場合は、随時、薬剤処理等の処理を行うものとする。

4 音楽堂空調自動制御設備保守点検業務基準

1 目的

空調自動制御設備が安定的に作動するよう、保守点検を実施する。

2 点検時期

年2回

3 点検機器

- ・中央監視装置 savic-netFX2
- ・自動制御機器 (各空調機)

4 点検内容

1) 中央監視装置

- ・外観点検
- ・表示確認
- ・データファイルのバックアップ
- ・各部クリーンアップ
- ・バッテリー定期交換

2) 自動制御機器

- ・温湿度センサー・CO2センサー・圧力センサー等確認
- ・室内温度制御状態の点検
- ・室内湿度制御状態の点検
- ・給還気温度制御状態の点検
- ・CO2制御 (濃度設定等) 確認

5 音楽堂空調機器（パッケージエアコン）保守点検業務基準

1 目的

空調機器（パッケージエアコン）が安定的に作動するよう、保守点検を実施する。

2 点検機器

パッケージエアコン（室内機 37台、室外機33台）

3 点検時期

年2回

4 点検内容

（1） 室内機

- ・本体 外観の損傷、腐食、変形の有無
保温材の損傷の有無
ガス漏れ、配管の損傷等の有無
油漏れ、水漏れの有無
- ・送風機 回転及び回転方向の確認
羽根車の汚れ、発錆の有無
シャフトの磨耗、発錆の有無
ベルトの緩み、磨耗の有無
- ・熱交換器 汚れおよび腐食状況の点検
- ・ドレン ドレンパンの汚れ、発錆、腐食の有無
ドレン配管の詰り及び排水の確認
- ・運転確認 異音、振動の有無
室温測定
室内吸込み、吹出し空気温度測定
冷媒吐出管、吸込管温度測定
電流、電圧、絶縁抵抗の測定
- ・その他 各配線接続端子の点検、保護装置の作動確認
エアフィルター清掃、各部のネジ 増し締め
総合試運転調整及び記録

（2） 室外機

- ・本体 外観の損傷、腐食、変形の有無
保温材の損傷の有無

- ガス漏れ、配管の損傷等の有無
- 油漏れ、水漏れの有無
- ・送風機 回転及び回転方向の確認、羽根車の汚れ、発錆の有無
シャフトの磨耗、発錆の有無
- ・熱交換器 汚れおよび腐食状況の点検
- ・運転確認 異音、振動の有無、外気温測定
冷媒吐出管、吸込管温度測定、電流、電圧、絶縁抵抗の測定
- ・その他 各配線接続端子の点検、保護装置の作動確認
各部のネジ 増し締め、総合試運転調整及び記録

6 音楽堂エアハンドリングユニット保守点検業務基準

1 目的

音楽堂空調機器（エアハンドリングユニット）の機能維持のため、保守点検を実施する。

2 点検回数

年2回

3 点検機器

設備用エアハンドリングユニット 3台（内2台に全熱交換器組込み）

4 点検内容

本体	外観の損傷、腐食、変形の有無 保温材の損傷の有無 配管の損傷等の有無 水漏れの有無
送風機	回転及び回転方向の確認 モーターの異音、振動の確認 羽根車の汚れ、発錆の有無 シャフト・プーリーの磨耗、発錆の有無 ベルトの緩み、磨耗の有無
熱交換機	汚れ及び腐食状況の点検、水漏れの有無
ドレン	ドレンパンの汚れ、発錆、腐食の有無 ドレン配管の詰まり及び排水の確認
全熱交換器	回転及び回転方向の確認 モーターの異音、振動の確認 熱交換器の汚れ、発錆の有無
運転確認	異音、振動の有無 室内吸込み、吹出し空気温度測定 冷温水往管、復管温度測定 電流、電圧、絶縁抵抗の測定
その他	

7 音楽堂電気錠扉保守点検業務基準

1 目的

電気錠扉が安定的に作動するよう、保守点検を実施する。

2 点検時期

年2回

3 点検機器

- ・電気錠操作盤 1台
- ・電気錠扉 10か所

4 点検内容

(1) 操作盤点検

- ・操作スイッチ作動点検
- ・表示灯確認
- ・警報ブザー作動点検
- ・電源回路点検

(2) 電気錠扉作動状況点検

(3) 電気錠配線回路点検

8 音楽堂消防用設備保守点検業務基準

1 目的

消防法等の規定に基づき、消防用設備の保守点検を実施する。

2 従業者の選任及び届出

業務を行う者は、作業の内容に応じた知識及び技能を有する者とし、法令による業務又は準じる業務を行う資格が定められている場合は、当該の資格を有する者が業務を行うものとする。

3 業務内容

(1) 点検内容

次の維持管理に必要な点検を、消防法・消防法施行令・消防法施行規則及び告示等に定められた点検内容及び点検期間に従い実施する。

<点検基準>

消防用設備等の種類	点検内容 (点検期間)	
	1回目 (6か月)	2回目 (1年)
(1) 消火器具	機器点検	機器点検
(2) 屋内消火栓設備	機器点検	機器点検及び総合点検
(3) スプリンクラー設備 (ドレンチャー)	機器点検	機器点検及び総合点検
(4) 非常警報設備 (非常放送設備)	機器点検	機器点検及び総合点検
(5) 自動火災報知設備	機器点検	機器点検及び総合点検
(6) 避難器具	機器点検	機器点検及び総合点検
(7) 誘導灯及び誘導標識	機器点検	機器点検
(8) 消火設備 (パッケージ型消火設備)	機器点検	機器点検
(9) 防排煙設備 (防火戸・ダンパー)	機器点検	機器点検及び総合点検
(10) 配線	機器点検	総合点検

(2) 点検の方法

次頁の消防用設備点検数量に示す設備の機器を、消防庁告示で規定する「消防用設備等の点検基準」の点検項目に従い実施するものとする。

4 点検周期及び対象設備

(1) 点検周期

- ・機器点検 上半期1回 (指定する日)
- ・機器点検・総合点検 下半期1回 (指定する日)

(2) 対象設備

下記の消防用設備点検数量に示す設備・機器及び数量とする。

名 称	摘 要	点検数量
(1) 消火器具	ABC50型粉末消火器	1本
	ABC10型粉末消火器	39本
	薬剤更新ABC10型粉末消火器(6月)	4本
	薬剤更新ABC10型粉末消火器(12月)	4本
(2) 屋内消火栓設備	加圧送水装置	1台
	制御盤	1台
	消火栓箱	8台
(3) スプリンクラー設備 (ドレンチャー)	加圧送水装置	1台
	起動装置	1台
	ヘッド	1式
	制御盤	1台
	圧力スイッチ	1台
	一斉開放弁	2台
	呼水装置	1式
(4) 非常警報設備(放送設備)	アンプ	1台
	スピーカー	75台
	非常電源	1式
(5) 自動火災報知設備	受信機P型1級22/30回	1台
	差動式スポット型感知器	116個
	定温式スポット型感知器	9個
	煙感知器	50個
	発信機	8個
	電鈴	11個
	表示灯	8個
	消火栓連動起動装置	1式
(6) 避難器具	吊下式金属製梯子	2台
(7) 誘導灯及び誘導標識	避難口誘導灯	32台
	通路誘導灯	2台
	客席通路誘導灯	1式
(8) 消火設備(パッケージ型消火設備)	強化液63L	6台
(9) 防排煙設備(防火戸・ダンパー)	連動制御盤	1面
	煙感知器	18個
	防火戸	7面
	ダンパー	9台
	リミットスイッチ	16個
	予備電源	1式
(10) 配線		1式

(3) 自動火災報知設備の点検基準

ア 外観点検

(ア) 予備電源及び非常電源（内蔵型のものに限る）

・外形

変形、損傷、著しい腐食等がないかどうかを確認すること。

(イ) 表示

適正にされているかどうかを確認すること。

イ 受信機及び中継器

(ア) 周囲の状況

周囲に点検上及び使用上の障害となるものがないかどうかを確認すること。

(イ) 外形

変形、損傷等がないかどうかを確認すること。

(ウ) 警戒区域の表示装置

汚損、不鮮明な部分等がないかどうかを確認すること。

(エ) 電圧計

変形、損傷等がなく、電圧が適正であるかどうかを確認すること。

(オ) スイッチ類

開閉位置が正常であるかどうかを確認すること。

(カ) 表示

適正にされているかどうかを確認すること。

(キ) 予備品等

ヒューズ、電球等の予備品及び回路図等が備えてあるかどうかを確認すること。

ウ 感知器

(ア) 外形

変形、損傷、脱落、著しい腐食等がないかどうかを確認すること。

(イ) 警戒状況

・未警戒部分

設置後の用途変更、間仕切変更等によって未警戒部分がないかどうかを確認すること。

・感知区域

設定が適性であるかどうかを確認すること。

・適応性

設置場所に適応する感知器が設けられているかどうかを確認すること。

・機能障害

感知部の機能障害となる塗装等がなく、熱気流又は煙の流動を妨げるものがないかどうかを確認すること。

エ 発信機

(ア) 周囲の状況

周囲に点検上及び使用上の障害となるものがないかどうかを確認すること。

(イ) 外形

変形、脱落、著しい腐食、押しボタンの保護板の損傷等がないかどうかを確認すること。

オ 標識

(ア) 表示灯

変形、損傷、脱落、球切れ等がなく、点灯しているかどうかを確認すること。

カ 音響装置

(ア) 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないかどうかを確認すること。

(イ) 取付状態

脱落等がなく、音響効果を妨げるものがないかどうかを確認すること。

(4) 機能点検

ア 予備電源及び非常電源（内蔵型のものに限る）

(ア) 端子電圧

規定値以上であるかどうかを確認すること。

(イ) 切替装置

常用電源を停電状態にしたときに自動的に非常電源に切り替わり、常用電源を復旧したときに自動的に常用電源に切り替わるかどうかを確認すること。

(ウ) 充電装置

変形、損傷、著しい腐食等がなく、異常な発熱等がないかどうかを確認すること。

(エ) 結線接続

断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないかどうかを確認すること。

イ 受信機及び中継器

(ア) スイッチ類

端子の緩み等がなく、開閉機能が正常であるかどうかを確認すること。

(イ) ヒューズ類

損傷、溶断等がなく、所定の種類及び容量のものが使用されているかどうかを確認すること。

(ウ) 継電器

脱落、端子の緩み、接点の焼損、ほこり等の付着がなく、機能が正常であるかどうかを確認すること。

(エ) 表示灯

正常に点灯するかどうかを確認すること。

(オ) 通話装置

受信機相互間及び発信機との通話が明瞭に行えるかどうかを確認すること。

(カ) 結線接続

断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないかどうかを確認すること。

(キ) 接地

著しい腐食、断線等の損傷がないかどうかを確認すること。

(ク) 付属装置

付属装置試験を行い火災信号が正常に移信でき、かつ、相互に機能障害がないかどうかを確認すること。

(ケ) 火災表示

火災表示試験を行い、正常に火災表示がなされるかどうかを確認すること。

(コ) 回路導通

回路導通試験を行い、試験用計器の指示又は確認灯の点灯により導通するかどうかを確認すること。

ウ 感知器

(ア) スポット型

差動式又は定温式にあつては加熱試験を行った場合、確実に作動し、警戒区域の表示が適正であるかどうかを確認すること。

(イ) 光電式

加煙試験を行った場合、確実に作動し、警戒区域の表示が適正であるかどうかを確認すること。

エ 発信機

押しボタン又は、送受信器を操作した際、確実に作動するかどうかを確認すること。

なお、確認灯のあるものにあつては、点灯するかどうかを確認すること。

オ 音響装置

(ア) 音量等

音量及び音色が他の機械の騒音等と区別して聞きとれるかどうかを確認すること。

(イ) 鳴動方式

区分鳴動の機能を有するものにあつては、鳴動方式どおり地区音響装置が鳴動

するかどうかを確認すること。

5 総合点検

次の事項を確認すること。

(1) 同時作動

同時作動試験を行った場合、機能が正常であること。

(2) 煙感知器の感度

感度試験を行った場合、感度が正常であること。なお、試験終了後、作動状況を確認すること。

(3) 地区音響装置の音量

音響装置試験を行った場合、規定値以上の音量があること。

(4) 総合作動

非常電源に切り替えた状態で、任意の感知器を加熱又は加煙した場合火災表示及び音響装置の鳴動が正常であること。

9 音楽堂自家発電機設備保守点検業務基準

1 目的

消防法等の規定に基づき、自家発電設備の保守点検を実施する。

2 点検方法と時期

機器点検（上半期に1回）

機器点検及び総合点検（下半期に1回）

3 点検機器

区 分	パッケージ型ディーゼル自家発電機装置
名 称	4T95L-GH
定格出力	50KVA（72PS）
設置場所	1階ピロティ

4 点検内容

区 分	パッケージ型ディーゼル自家発電機装置
機器点検	<ul style="list-style-type: none"> ・設置状況点検 ・ディーゼル機関機能点検 ・発電機及び自動制御回路点検 ・冷却水及び燃料系統点検 ・潤滑油系統点検 ・始動装置及び蓄電池点検 ・保護回路試験 ・作動試験
総合点検	<ul style="list-style-type: none"> ・機器点検と同様 ・自動起動、自動切替及び自動停止試験 ・絶縁抵抗測定

10 屋内給水加圧ポンプ保守点検業務基準

1 目的

屋内給水加圧ポンプの保守点検を実施する。

2 点検回数

年2回

3 点検内容

(1) 機器本体

軸封部水漏れ点検、軸受温度異音点検、回転方向確認、振動異音点検、据付点検
外観点検

(2) 付属品

呼込吐出配管点検、圧力計点検、減圧弁点検、逆止弁点検
圧力タンクエア点検補充

(3) モーター

フレーム温度点検、軸受温度異音点検、絶縁測定、据付点検、外観点検

(4) 制御盤

絶縁測定、電磁接触器接点点検、アース取付点検、電線緩み点検、電圧点検
漏電遮断器動作試験、サーマル値点検、表示灯点検、電流点検、外観点検

(5) 運転制御

始動圧力点検、停止圧力点検、シーケンスチェック、手動運転試験、追加解列点検
警報表示点検、締切圧力点検、自動、交互運転点検、液面制御点検
フロースイッチ点検、並列運転点検、圧力開閉機作動点検、始動間隔点検

11 音楽堂空冷ヒートポンプチラー保守点検業務基準

1 目的

空冷ヒートポンプチラーが安定的に作動するよう、保守点検を実施する。

2 点検機器

設備用チラー（空冷式） メイン機器 ・サブ機器 計2台

3 点検時期

年2回

4 点検内容

本体	外観の損傷、腐食、変形の有無 保温材の損傷の有無 ガス漏れ、配管の損傷等の有無 油漏れ、水漏れの有無
送風機	回転及び回転方向の確認 モーターの異音、振動の確認 羽根車の汚れ、発錆の有無 シャフトの磨耗、発錆の有無
熱交換機 ポンプ	汚れ及び腐食状況の点検、高圧洗浄 異音、振動の有無 メカニカルシールの点検
運転確認	異音、振動の有無 冷温水温度測定（往管・復管） 外気温測定 冷媒吐出管、吸込管温度測定 電流、電圧、絶縁抵抗の測定
その他	散水装置の点検、ノズル清掃、給水装置の点 各配線接続端子の点検 保護装置の作動確認 各部のネジ増し締め 総合運転調整及び記録

12 音楽堂非常用電源装置保守点検業務基準

1 目的

非常用直流電源装置が安定的に作動するよう、保守点検を実施する

2 点検回数

年2回

3 点検機器

非常用直流電源装置

設置場所	音楽堂地下1階機械室2台
蓄電池	鉛蓄電池 2V×54個 108V
整流器	BS10-150MSE

4 点検内容

(1) 機器点検

ア 整流器

現状点検、目視外観点検、計器指示確認、垂下電流確認、設定値確認

イ 蓄電池

浮動充電時測定、外観点検

(2) 総合点検

ア 整流器

現状点検、清掃、締付確認、目視外観点検（密）、絶縁抵抗試験
回復充電動作の確認、均等充電動作の確認、垂下電流の確認
電圧調整範囲、計器試験、シーケンステスト、出力波形の観測
設定値確認

イ 蓄電池

浮動充電時測定、外観点検

13 音楽堂みんなのトイレ自動ドア保守点検業務基準

1 目的

自動ドアが安全かつ安定的に作動するよう、保守点検を実施する。

2 点検回数

年3回

3 保守点検整備対象

- ・ナブコDSN-60型ドアエンジン装置（本体）
- ・ドアエンジン動力部装置
- ・ドアエンジン制御部装置
- ・ドアエンジン操作スイッチ及び制御スイッチ

4 保守点検整備内容

点検箇所	点検項目
サッシ部	①無目点検カバーの取付状態 ②ガイドレール内の状態 ③扉の状態（傷及び作動時の異音） ④フレ止め・扉ガイドの取付状態 ⑤指詰防止（30mmのクリアランス確保） ⑥隙間（全閉時の戸先、ドアと無目、方立、ガイドレール）
懸架部	①ハンガーレール、吊車の汚れ、摩耗及び損傷 ②踊り止の隙間 ③ストッパー、ハンガーレール、吊車の取付状態
動力作動部	①手動開閉の動作確認及び異音の有無 ②エンジンの取付状態 ③駆動部の変形、摩耗 ④プーリーの変形、摩耗（駆動・従動） ⑤ベルト・チェーン・ワイヤーの張り、摩耗及び取付状態
制御装置	①開速度 ②閉速度 ③クッション作用 ④開き保持時間
センサー部（補助含む）	①作動状況 ②検出範囲
電気回路	①総合動作（通常開閉動作・反動操作） ②配線の支持・接続状態及び被覆の亀裂の有無 ③電源電圧 ④絶縁抵抗
電気錠（オプション）	①作動状況

14 音楽堂清掃業務基準

1 目的

音楽堂を訪れる利用者に気持ち良く利用していただけるよう、施設内を常に清潔な状態に保つため責任を持って清掃を実施する。

2 清掃箇所及び清掃日時等

清掃内容等		箇所	日時等
日常 清掃	掃き・拭き カーペット トイレ	ホール、ロビー、控室、 階段・廊下、トイレ等	ホール利用開始時前まで
	事務室		8:30 まで
	上記以外		7:00～15:00
定期 清掃	ワックス	ホール、廊下、事務室	休館日のうち指定した日 8:00～16:00
	窓ガラス	窓	指定日 8:00～16:00
	木床仕上げ	舞台	休館日、指定日 8:00～16:00
ホール利用に伴う清掃	ホール、ロビー、控室、 メイク・シャワー室、 トイレ等	必要時（夜間本番利用時を含む） なお、「開演から休憩時間」及び「休憩終了後から 終演」の間にトイレ清掃及びごみ回収を行う。	
塵芥汚物処理	日常清掃に伴う箇所	日常清掃実施日（休館日を除く）	
屋外清掃	通路外回り及び屋上	天候の許す限り毎日（休館日を除く）	

3 清掃方法

(1) 日常清掃

ア 床面は、ほうき、床用ブラシで掃いて塵埃を取り除き、微細な埃や汚れを濡れモップ又はダストモップを使用して拭き取ること。

イ カーペットは、電気掃除機を使用して塵埃を取り除き、ガム等の付着物は、適性溶剤にて取り除くこと。

ウ 壁及び扉は、手の届く範囲内で水拭きをした後、乾拭きをすること。

エ トイレは、砂、泥及び汚物等を良く拭き取った後に、絞りモップでよく水拭きをすること。また、巡回して絶えず清潔にしておくこと。

オ トイレ及び湯沸場等の清掃は、床面のみでなく洗面台、鏡及び流し台等の清掃を含むものとする。

カ トイレ清掃では、衛生上、便器と洗面台では別の清掃用具を使用すること。

キ トイレの備え付けトイレットペーパー及び水石鹼液は、常に補充を行うこと。

ク くず籠のごみ及び茶がらの収集を行うこと。

ケ 清掃により生ずるごみは、ごみ袋にまとめ、ごみ保管物置に搬入し、収集日以外は施錠しておくこと。

コ 受付カウンター、チケットセンターカウンター、各種案内版及び会議室の机は毎日雑巾拭きすること。

サ 控室ロビーの応接セットは、毎日、化学雑巾で乾拭きすること。

シ 階段手摺転落防止ポリ板については、手の届かない部分は短いモップ等最適な道具を用いて表裏拭き掃除を行うこと。

ス 事務室のロッカー類は、必要に応じて化学雑巾等で汚れを拭き取ること。

(2) 定期清掃

ア ワックス仕上げ

- ・ 剥離剤で塗布し、ポリッシャーで床面を完全に剥離洗浄した後、汚水を十分に除去し、乾燥させた後にワックスを3回塗布する。
- ・ 中性洗剤を塗布し、ポリッシャーで床面を洗浄した後、汚水を十分に除去し、乾燥させた後にワックスを2回塗布する。
- ・ 中性洗剤を浸したモップで床面の汚れを拭き取り、水モップで十分に濯いだのち乾燥させ、ワックスを1回塗布する。

イ 窓ガラス清掃

建物の外壁の窓ガラス面及びホール内窓ガラス面の両面の汚れを丁寧に拭き取り、同時に窓枠の塵埃を取り除くこと。特に、飛散防止フィルムを施してあるガラス面の清掃には注意し、傷を付けないようにすること。

ウ 木床仕上げ

舞台、舞台袖、楽器室及びリハーサル室の床面の汚れを月1回適正洗剤等で洗浄し、水モップで十分に拭き取った後に乾拭きをすること。

(3) 通路外回り清掃

天候の許す限り毎日、玄関前、通路、階段等の外廻りの掃き清掃を行うこと。

なお、庭園は毎日、空き缶及び大塵芥を拾い集め、定期的に草取り及び落ち葉の除去をすること。

(4) ホール使用清掃

催し物開演前及び催し物入れ替え等必要な時にホール及び客席連結椅子、ホワイエ及びソファー、各控室、トイレ、浴室の清掃をすること。

4 作業体制

経験、知識が豊富でかつ指導力のある者を清掃作業責任者とし、業務の指揮監督に従事させること。

5 作業報告

(1) 日常清掃終了後、清掃作業日報をまとめること。

(2) 定期清掃終了後、定期清掃完了報告書をまとめること。

15 音楽堂貯水槽清掃業務基準

1 目的

建築物における衛生的環境の確保に関する法律等の規定に基づく貯水槽内の清掃を実施する。

2 点検時期

年1回（飲料用は毎年、消防用は隔年）

3 作業内容

高圧噴射洗浄方式により槽内壁面・床面及び配管等の垢・沈殿物等を除去し、水洗い洗浄の後、排水し槽内消毒をする。

4 実施場所

種類	場所	容積
飲料用受水槽	地階	12.00 m ³
消防用受水槽	地階	16.00 m ³

5 報告

清掃作業完了後、作業状況の写真を添付した完了報告書をまとめること。

16 音楽堂受付案内業務基準

1 業務方針

音楽堂を訪れる利用者が安心して施設を利用するとともに気持ちよく公演を鑑賞できるよう、円滑かつ親切な受付案内を実施する。

2 業務内容（自主事業に限る。）

(1) 公演時の観客の案内・誘導業務

ア 開場前の業務

- ・客席・ロビー廻りの点検
- ・公演当日の打合せへの参加

イ 開場後の業務

- ・観客の客席への案内
- ・客席扉の開閉
- ・開演中の上場者の管理
- ・禁止行為者の発見
- ・客席内通路の安全確認
- ・事故防止
- ・身障者の対応、誘導
- ・傷病者の対応
- ・苦情対応
- ・観客の避難誘導

(2) 受付案内業務

ア ロビー、ホワイエにおける来館者からの問い合わせへの対応

イ 館内施設への案内

3 要員配備

公演がある時には、開演前から観客が退館するまでの間、必要人員を配備する。

17 音楽堂舞台技術業務基準

1 目的

音楽堂で開催される催し物を安全かつ円滑に運営し、良質な舞台環境を利用者に提供する。

2 業務範囲

- (1) 舞台、音響及び照明の各設備・機器の操作
- (2) 舞台、音響及び照明の各設備・機器の点検整備及び管理業務
- (3) 利用申込み受付業務
- (4) その他の付帯業務

3 業務内容

(1) 通常業務

- ア 利用申込に係る照会等の対応、利用受付
- イ 設備・機器・物品の管理保管
- ウ 設備・機器の損傷、数量の点検、確認及び報告
- エ ホール、楽屋及び事務室等の照明灯の点検、電球等の交換及び在庫確認
- オ 舞台等の管理運営及び設備・機器に関する改善等の助言
- カ 視察等来館者への案内説明

(2) 舞台等の利用計画に関する準備打合せ業務

- ア 利用計画内容の確認及び舞台設営等の手配
- イ 舞台利用者に対する指導助言

(3) 利用時の業務

- ア 設備・機器の搬入、搬出時における指示監督
- イ 設備・機器の操作及び操作の指示監督
- ウ 設備・機器の利用確認
- エ 安全確認業務
 - (ア) 設備・機器の作動に係る安全確認
 - (イ) 照明器具等の落下、発熱等に係る安全確認
 - (ウ) 舞台上の設営物、PA用スピーカーに係る安全確認
 - (エ) ホール内敷設ケーブルに係る安全確認
 - (オ) その他危険物・危険箇所等の把握による事故防止対策

(4) 終了時の業務

- ア 持込機器等の撤去、現状復帰作業の指示監督
- イ 設備・機器の損傷、数量の点検、確認
- ウ 終了時の火気点検、忘れ物や戸締まりの確認

4 業務体制

上記業務の遂行に必要な人員を確保するとともに、責任者を1名配置する。

18 音楽堂舞台機構設備保守点検業務基準

1 目的

舞台機構設備の機能を最大限に発揮し、常に舞台機構の安定的な利用を図れるよう保守点検を実施する。

2 点検回数

年2回

3 点検設備及び内容

(1) 捲上機関係 (緞帳・一文字幕・反響板・スクリーン)

- ・電動機一点検清掃注油運転作動テスト
- ・減速機一点検清掃注油作動テスト
- ・電磁ブレーキ一点検作動テスト調整
- ・リミットスイッチ一点検作動テスト調整
- ・保安スイッチ一点検作動テスト調整
- ・制御盤一点検作動テスト
- ・操作盤一点検作動テスト

(2) 昇降装置関係 (手動7本)

- ・分銅棒一点検調整
- ・引綱一点検張り具合調整
- ・元車一清掃注油取付状況点検
- ・下車一清掃注油取付状況点検
- ・枝車一清掃注油取付状況点検
- ・方向変車一清掃注油取付状況点検
- ・受車 (押車) 一清掃注油取付状況点検
- ・ガイドワイヤー (レール) 一取付状況点検調整
- ・ワイヤー関係一点検ロック調整
- ・バトン一点検レベル調整
- ・綱止一点検調整
- ・クリップ一増縮調整

19 音楽堂舞台照明設備保守点検業務基準

1 目的

舞台照明の操作業務に支障がないよう保守点検を実施する。

2 点検回数

年3回

3 点検設備等

以下の設備について、作動テスト、絶縁試験等の点検・調整を行うこと。

(1) 主幹盤

主幹開閉器、電磁開閉器、負荷開閉器、表示灯類、ヒューズ盤、盤内灯、ファン、裏面配線

(2) サイリスター調光機盤

速断ヒューズ、PC板、ファン、表示灯、リアクタ、直調切替スイッチ、接続部分、裏面配線

(3) 直接スイッチ

直調スイッチ、負荷開閉器、ヒューズ、盤内灯、裏面配線

(4) 照明操作卓

マスターフェーダー、クロスフェーダー、グループフェーダー
プリセットフェーダー、フリーフェーダー、客席手動フェーダー
PFGスイッチ、直調切替スイッチ、調光パイロット、各主幹パイロット
ダイオード、各リレー類、客席調光装置、各ヒューズ、内部配線、接続状況
PC板、押釦スイッチ、直流電源装置、トランス、端子台、段表示灯
電動クロス装置、デジタル時計装置、遠方操作盤

(5) 負荷モニター盤

負荷表示灯、接続部分、内部配線

(6) 照明器具類

フットライト、ボーダーライト、シーリングライト、フロントライト
アッパー水平ライト、ロー水平ライト、移動・仮設照明器具
エフェクトマシン

(7) 配線器具

配線樋、フロアーコンセント、接続端子函、ボーダーケーブル

(8) クセノンピンスポットライト

本体の点検・調整・清掃、クセノンランプの点検
スタンドの点検・調整・清掃、整流器の点検・調整・清掃

20 音楽堂劇場扉保守点検業務基準

1 目的

劇場扉設備の安定的な利用が図れるよう保守点検を実施する。

2 点検回数

年2回

3 点検内容

- (1) 扉の開閉状態の確認
- (2) フロアヒンジのスピードの調整
- (3) 扉の下がり（床当たり等）及びきしみ音の調整
- (4) 扉の反りの調整
- (5) 扉の召し合わせ部材の取り付け状態の確認
- (6) フランスおとしの取り付け状態の確認及び上下作動状況の調整
- (7) 錠前の確認
- (8) 金具ビスの締め付け
- (9) 各部への注油

4 点検対象

場所	種類	数量（枚）
ホール	劇場扉	27
正面玄関	アルミ製扉	16
合計		43

21 音楽堂劇場連結椅子保守点検業務基準

1 目的

劇場連結椅子の安定的な利用が図れるよう保守点検を実施する。

2 点検回数

年1回

3 点検対象

場所	種類	型式	席数
ホール	固定席	連結椅子TS型	966
	移動席	〃	88
合 計			1,054

4 点検内容

(1) 本体外観点検

- ・座・背・肘の貼り部に著しい損傷がないかどうかを確認する。
- ・座・背・肘及び脚の塗装に著しい損傷がないかどうかを確認する。
- ・座・背・肘及びその他の構造部材に変形並びに損傷がないかどうかを確認する。

(2) 組み立て接合部点検

各部材を接合しているボルト、ナット及びビス類等の脱落又は緩みがないかどうかを確認する。

(3) 起立装置点検

座の起立が円滑に作動するかどうかを確認する。

5 その他

組み付けネジ類が脱落していた場合は、ネジ類の取り付けをする。

22 音楽堂舞台音響設備保守点検業務基準

1 目的

舞台音響設備の安定的な利用が図れるよう、保守点検を実施する。

2 点検回数

年2回

3 点検設備と点検内容

【第1回目】

(1) 電力増幅架 (1架)

・電力増幅器の周波数特性、信号対雑音比、歪率、規定出力等の測定点検

(2) プロセニアム、サイドスピーカー (3組)

・各スピーカーの動作点検 (聴感テスト)

(3) その他付属機器 (カセットデッキ、CD、ソリッドステートレコーダー) (1式)

・清掃及び動作点検

(4) 三点吊りマイク装置 (1式)

・ワイヤ部、接点部、操作部動作点検調整

(5) 入力ジャック盤 (1架)

・入出力ジャック、分岐・整合ジャック、パッチコードなどの検聴

【第2回目】

(1) 音響調整卓 YAMAHA DM2000 (1台)

・音響調整卓の製造メーカーによるソフトウェアチェックと音声チェック

(2) 電力増幅架 (1架)

・電力増幅器の周波数特性、信号対雑音比、歪率、規定出力等の測定点検

(3) プロセニアム、サイドスピーカー (3組)

・各スピーカーの動作点検 (聴感テスト)

・各スピーカーの測定

・プロセニアムスピーカーの吊りワイヤの張り具合、止め金具の点検

(4) その他付属機器 (カセットデッキ、CD、ソリッドステートレコーダー) (1式)

・清掃及び動作点検

(5) 三点吊りマイク装置 (1式)

・ワイヤ部、接点部、操作部動作点検調整

(6) エアモニターマイクロフォン

・取付具の点検

23 音楽堂ピアノ保守点検業務基準

1 目的

舞台演奏及びリハーサル室使用に支障のないよう、ピアノの保守点検を実施する。

2 点検対象

- (1) 舞台使用ピアノ 3台 (スタインウェイ2台、ヤマハ1台)
- (2) リハーサル室使用ピアノ 1台 (スタンウェイ)

3 点検回数

- (1) 舞台使用ピアノ 年2回
- (2) リハーサル室使用ピアノ 年1回

4 点検項目

- (1) 本体外装
- (2) 駒・響板部
- (3) 弦部

弦、チューニングピン、ベアリング、ヒッチピン

(4) 整調

ア 鍵盤部

鍵盤整調、鍵盤高さ、鍵盤間隔、鍵盤深さ

イ アクション部 (レペティション部)

すべてのネジ締め、フレンジ、クロス類、ウィッペン合せ、打弦距離
ジャック上下・前後、ハンマー接近量、ハンマードロップ量
バックチェック (=ハンマーストップ)、レペティションスプリング

ウ ハンマー部

ハンマー間隔、走り、弦合せ

エ ダンパー部

ダンパーフェルト、ダンパー掛け、ダンパー総上げ
ダンパーレバーとレバーストップレールの間隔

オ ペダル部

ペダル調整、サスティンロッドの掛け

(5) 全体検査

タッチ、調律 (ピッチ442Hz)、止音、共鳴・雑音

24 音楽堂舞台使用チェンバロ保守点検業務基準

1 目的

舞台演奏に支障のないよう、舞台使用チェンバロの保守点検を実施する。

2 点検回数

年2回

3 点検対象

舞台使用チェンバロ 1台

4 点検項目

- (1) 楽器本体
- (2) 響板
- (3) 駒・ヒッチングピンレール
- (4) チューニングピン・ピン板
- (5) 弦
- (6) 鍵盤
- (7) ジャック
- (8) プレクトラム
- (9) ダンパー
- (10) バフストップ
- (11) 音色

25 音楽堂植栽管理業務基準

1 目的

敷地内の植栽を適切に管理し、快適な施設空間を維持する。

2 業務内容等

音楽堂敷地内の植栽について、適宜、伐採・消毒等の管理を行う。

